

平成23年第2回定例会 教育警察常任委員会 説明資料

所管事項説明	ページ
I 教育委員会事務局の組織機構	1
II 分野別主要事項	
経営企画分野	5
教育支援分野	29
学校教育分野	33
社会教育・スポーツ分野	47
研修分野	55

平成23年5月27日

教育委員会

目 次

I	教育委員会事務局の組織機構	1
II	分野別主要事項	
	(経営企画分野)	
1	平成23年度予算【教育委員会関係】(予算経理室)	5
2	三重県教育ビジョン(教育総務室)	15
3	県立高等学校の再編活性化(教育改革室)	21
4	学校経営品質向上活動の推進(教育改革室)	23
5	東日本大震災への対応及び防災対策・防災教育の推進(教育総務室)	25
6	修学奨学金制度の概要(予算経理室)	27
	(教育支援分野)	
7	教職員の配置(人材政策室)	29
8	学校施設の耐震化の推進(学校施設室)	31
	(学校教育分野)	
9	高校教育の充実(高校教育室)	33
10	高校生の就職対策(高校教育室)	34
11	義務教育の充実【学力の定着・向上】(小中学校教育室)	36
12	外国人児童生徒教育の充実(小中学校教育室)	37
13	特別支援教育の推進(特別支援教育室)	39
14	生徒指導・健康教育の充実(生徒指導・健康教育室)	41
15	人権教育の推進(人権教育室)	45
	(社会教育・スポーツ分野)	
16	社会教育の推進(社会教育・文化財保護室)	47
17	文化財の保存・活用(社会教育・文化財保護室)	48
18	第7次三重県スポーツ振興計画(スポーツ振興室)	49
19	総合型地域スポーツクラブの育成(スポーツ振興室)	51
20	競技スポーツ水準の向上(スポーツ振興室)	53
	(研修分野)	
21	教職員研修の充実(研修企画・支援室、研修指導室)	55

I 教育委員会事務局の組織機構

1 教育委員会事務局（職員数：317名）

平成23年度は、平成22年度と同様、5つの分野及び16の室（担当）としています。

- ・三重県教育ビジョンの策定終了に伴い、「教育振興ビジョン策定特命監」を廃止
- ・平成24年4月の開校を目途とし、桑員地域に整備する新たな特別支援学校の開校準備のため、「桑員地域特別支援学校開校準備特命監」を設置

2 地域機関（職員数：38名）

平成23年度は、平成22年度と同様、1機関（埋蔵文化財センター）としています。

参考

【学校数】（H23.4.1現在）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
学校数	390 (3)	164 (3)	58 (1)	12 (3)	624 (10)

※（ ）内は分校で外数。

平成23年度教育委員会事務局組織表

平成22年度	平成23年度
<p>経営企画分野</p> <p>副教育長兼 総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 教育振興ビジョン策定特命監 — 情報・危機管理特命監 — 教育総務室 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談グループ — 企画グループ — 情報・危機管理グループ — 予算経理室 <ul style="list-style-type: none"> — 予算・経理グループ — 修学支援グループ — 教育改革室 <ul style="list-style-type: none"> — 学校経営品質推進グループ — 再編活性化グループ 	<p>経営企画分野</p> <p>副教育長兼 総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — (廃止) — 情報・危機管理特命監 — 教育総務室 <ul style="list-style-type: none"> — 総務・相談グループ — 企画グループ — 情報・危機管理グループ — 予算経理室 <ul style="list-style-type: none"> — 予算・経理グループ — 修学支援グループ — 教育改革室 <ul style="list-style-type: none"> — 学校経営品質推進グループ — 再編活性化グループ
<p>教育支援分野</p> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人材政策室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事グループ — 小中学校人事グループ — 事務局人事グループ — 教職員制度・採用・免許グループ — 福利・給与室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度グループ — 小中学校給与グループ — 福利健康グループ — 福祉グループ — 年金・給付グループ — 学校施設室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校整備グループ — 公立学校助成グループ — 地域調整・人事担当 (総括地域調整・人事監) (地域調整・人事監) 	<p>教育支援分野</p> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 人材政策室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校人事グループ — 小中学校人事グループ — 事務局人事グループ — 教職員制度・採用・免許グループ — 福利・給与室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校給与・制度グループ — 小中学校給与グループ — 福利健康グループ — 福祉グループ — 年金・給付グループ — 学校施設室 <ul style="list-style-type: none"> — 県立学校整備グループ — 公立学校助成グループ — 地域調整・人事担当 (総括地域調整・人事監) (地域調整・人事監)

平成23年度教育委員会事務局組織表

平成22年度	平成23年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">学校教育分野</div> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 特別支援学校整備特命監 — 人権教育特命監 — 高校教育室 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育グループ — 進路指導・入試グループ — 学校教育総務グループ — 小中学校教育室 — 特別支援教育室 — 生徒指導・健康教育室 <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導グループ — 学校安全・健康教育グループ — 人権教育室 <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整グループ — 県立学校グループ — 市町支援グループ — 調査研修グループ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">学校教育分野</div> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 特別支援学校整備特命監 — 委員地域特別支援学校開校準備特命監 — 人権教育特命監 — 高校教育室 <ul style="list-style-type: none"> — 高校教育グループ — 進路指導・入試グループ — 学校教育総務グループ — 小中学校教育室 — 特別支援教育室 — 生徒指導・健康教育室 <ul style="list-style-type: none"> — 生徒指導グループ — 学校安全・健康教育グループ — 人権教育室 <ul style="list-style-type: none"> — 企画調整グループ — 県立学校グループ — 市町支援グループ — 調査研修グループ
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">社会教育・スポーツ分野</div> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育推進特命監 — 社会教育・文化財保護室 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育グループ — 有形文化財グループ — 記念物・民俗文化財グループ — スポーツ振興室 <ul style="list-style-type: none"> — 競技スポーツ・施設グループ — 学校体育・生涯スポーツグループ 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">社会教育・スポーツ分野</div> <p>総括室長</p> <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育推進特命監 — 社会教育・文化財保護室 <ul style="list-style-type: none"> — 社会教育グループ — 有形文化財グループ — 記念物・民俗文化財グループ — スポーツ振興室 <ul style="list-style-type: none"> — 競技スポーツ・施設グループ — 学校体育・生涯スポーツグループ

平成23年度教育委員会事務局組織表

平成22年度	平成23年度
<p style="text-align: center;">研修分野</p> <p>総括室長 ——— 研修企画・支援室</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研修総務グループ — 企画・支援グループ — 教育相談グループ — 指導力支援グループ <p> — 研修指導室</p> <ul style="list-style-type: none"> — 基本研修グループ — 専門研修グループ — IT研修グループ 	<p style="text-align: center;">研修分野</p> <p>総括室長 ——— 研修企画・支援室</p> <ul style="list-style-type: none"> — 研修総務グループ — 企画・支援グループ — 教育相談グループ — 指導力支援グループ <p> — 研修指導室</p> <ul style="list-style-type: none"> — 基本研修グループ — 専門研修グループ — IT研修グループ
<p style="text-align: center;">地域機関・教育機関</p> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 活用支援課 — 調査研究Ⅰ課 — 調査研究Ⅱ課 <p>※ 熊野少年自然の家 指定管理者制度へ移行</p>	<p style="text-align: center;">地域機関・教育機関</p> <p>埋蔵文化財センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 活用支援課 — 調査研究Ⅰ課 — 調査研究Ⅱ課

1 平成23年度予算【教育委員会関係】

1 県予算について

- 平成23年度当初予算は、今春に統一地方選挙が行われることになっていたため、「骨格的予算」として編成されましたが、喫緊の課題である緊急雇用・経済対策や県民生活に直ちに影響を与える事業等については、新規事業も含め当初予算に計上しました。
- また、県内の厳しい雇用経済情勢をふまえて、平成22年度2月補正予算と一体的にとらえ、平成22年度から平成23年度へと切れ目なく効果的な雇用・経済対策に取り組むこととしました。
- さらに、平成23年4月には、東日本大震災に対する支援策として、平成23年度の年度当初から緊急に対応が必要となる経費について所要の措置を講じるため、専決により、予算の補正を行ったところです。

2 教育委員会関係予算の概要

(1) 平成23年度当初予算

ア 予算編成の基本的な考え方

① 子どもたちの大いなる可能性を引き出し育む中長期的視点での対応

今後の三重の教育の指針として策定した「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」(計画期間：平成23年度～平成27年度)では、基本理念として、子どもたちを信じ、社会全体で教育に向き合っていく姿勢を掲げています。

計画期間の初年度である平成23年度は、この基本理念の実現に向け、子どもたちの「自立する力」と「共に生きる力」を育む取組を着実に推進していくこととされています。

② 直面する喫緊の課題への対応

依然として厳しい雇用・経済情勢をふまえ、県立学校生徒の就職先の確保等の課題についても的確に対策を講じていきます。

イ 予算規模等

- 教育委員会関係の平成23年度当初予算の総額は、1,674億8,596万円で、平成22年度当初予算と比較して、58億9,156万1千円、3.4%の減となっています。
- これは、期末手当等の減額や退職見込者数の減等により、人件費が平成22年度

当初予算と比較して、63億8,075万8千円、4.0%の減となる一方で、県立高等学校の校舎耐震補強工事費の増等により、投資的経費が3億2,116万円、8.0%の増となったこと等によるものです。

(2) 平成23年度4月補正予算について

- 東日本大震災の被災者に教職員住宅の提供を行うこととし、これに伴って必要となる照明器具等を購入するための経費として、120万6千円の増額補正を行いました。この結果、補正後の予算総額は1,674億8,716万6千円となりました。

(参考：平成22年度2月補正予算【教育委員会関係】)

1 補正の規模等

- 平成22年11月に成立した国の補正予算(円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策にかかる補正予算)への追加対応として、12億222万2千円の増額補正を行いました。
- なお、年度内の完了が困難であるため、その全額を繰越明許費に計上しました。

2 主な内容

- 「桑員地域における特別支援学校(仮称)」の平成24年4月の開校に向けた整備及び杉の子特別支援学校石薬師分校の施設整備にかかる経費を計上するとともに、国の地域活性化交付金を活用し、老朽化した県立学校の施設・設備の改修や、いじめ・不登校等に対応するためのスクールカウンセラーの増員、学校支援アドバイザーの配置にかかる経費等を計上しました。

◇平成23年度当初予算 歳出(項別)

(単位:千円)

款	項	平成23年度 当初 A	平成22年度 当初 B	増減額 A-B	増減率 (A-B)/B
教育費	教育総務費	22,165,198	24,567,098	▲ 2,401,900	▲ 9.8%
	小学校費	60,569,534	62,433,590	▲ 1,864,056	▲ 3.0%
	中学校費	33,504,589	34,071,907	▲ 567,318	▲ 1.7%
	高等学校費	38,183,683	38,829,506	▲ 645,823	▲ 1.7%
	特別支援 学校費	10,689,769	10,864,189	▲ 174,420	▲ 1.6%
	社会教育費	886,521	1,034,601	▲ 148,080	▲ 14.3%
	保健体育費	1,486,666	1,576,630	▲ 89,964	▲ 5.7%
合計		167,485,960	173,377,521	▲ 5,891,561	▲ 3.4%

◇平成23年度当初予算 歳出(性質別)

(単位:千円)

区分		年度		増減額	増減率	
		平成23年度 当初 A	平成22年度 当初 B			
		A	B	A-B	(A-B)/B	
教育委員会所管分	人件費	154,184,842 92.1%	160,565,600 92.6%	▲ 6,380,758	▲ 4.0%	
	投資的経費	学校建設費	3,147,506 1.9%	2,485,622 1.4%	661,884	26.6%
		その他建築費等	1,192,812 0.7%	1,533,536 0.9%	▲ 340,724	▲ 22.2%
		小計	4,340,318 2.6%	4,019,158 2.3%	321,160	8.0%
	その他経費	学校運営費(高等学校、特別支援学校)	2,520,668 1.5%	2,514,155 1.5%	6,513	0.3%
		その他	6,440,132 3.8%	6,278,608 3.6%	161,524	2.6%
		小計	8,960,800 5.4%	8,792,763 5.1%	168,037	1.9%
	合計		167,485,960 100.0%	173,377,521 100.0%	▲ 5,891,561	▲ 3.4%

※ %の数値は、予算の構成比であり、四捨五入によるため合計に合わないことがあります。

◇平成23年度4月補正後の歳出予算(項別)

(単位:千円)

款	項	当初予算	4月補正	計
		A	B	A+B
教育費	教育総務費	22,165,198	1,206	22,166,404
	小学校費	60,569,534		60,569,534
	中学校費	33,504,589		33,504,589
	高等学校費	38,183,683		38,183,683
	特別支援 学校費	10,689,769		10,689,769
	社会教育費	886,521		886,521
	保健体育費	1,486,666		1,486,666
合計		167,485,960	1,206	167,487,166

平成23年度当初予算 主な重点項目（教育委員会関係）

1 重点的に取り組む項目

(1) 学力の定着・向上について

平成23年4月から国が導入する小学校1年生の35人学級と本県の取組とを連動させて、引き続き少人数教育を推進するとともに、授業方法の工夫改善などを通じて、学力の定着・向上をはかります。

(2) 特別支援教育の推進について

障がいのある子どもたち一人ひとりが将来自立していけるよう、早期からの一貫した支援体制の充実と学習環境の整備を進めます。

(3) 外国人児童生徒教育の充実について

就学促進や日本語指導・適応指導などの取組を一層推進します。

(4) 生徒指導対策の充実について

生徒指導上の問題を抱える学校に対して、幅広い知見を有するスクールソーシャルワーカー等の専門家をチームとして派遣するなど相談体制の充実をはかります。

(5) 高等学校及び特別支援学校高等部の生徒の就労促進について

厳しい雇用情勢の中にあっても、高等学校及び特別支援学校の生徒が就労できるよう、関係機関とより一層連携しながら、外部人材の活用や教職員の就職指導のスキルアップをはかるなどの支援策を講じます。

(6) 地域との協働による教育の推進について

学校だけではなく、地域と一体となって教育に向き合う観点から、地域との絆を育む取組や地域の教育力の向上に向けた取組を推進します。

(7) 学校・地域におけるスポーツの振興について

「みえ広域スポーツセンター」を中心に、総合型地域スポーツクラブの充実をはかるなど、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

2 主な事業

(1) 学力の定着・向上

①少人数教育推進事業

予算額 1,524,226千円

ア 小学校1年生での35人学級の実施（国の制度）（定数65人、282,555千円）

国における学級編制標準の見直しを受け、小学校1年生での35人を標準とした学級編制を実施します。

イ 本県独自の少人数教育の取組の継続

国の制度による小学校1年生の35人学級編制のもと、これまで実施してきた本県独自の少人数教育の取組を継続します。

- ・ 小学校1、2年生での30人学級の継続 (定数82人、356,454千円)

小学校1、2年生での30人を基準とした学級編制(ただし、下限25人)を継続して実施します。

- ・ 中学校での35人学級の弾力的実施の継続 (定数56人、非常勤30人、295,481千円)

中学校1年生での35人を基準とした学級編制(ただし、下限25人)を引き続き実施するとともに、各学校の実情に応じて、2年生あるいは3年生に弾力的に振り替えられる制度を継続します。

- ・ 少人数授業などのための教員配置の継続 (定数52人、非常勤235人、589,736千円)

小中学校において、各学校の実情に応じ、少人数授業などを実施するための教員配置を継続(小学校:定数40人、非常勤185人、中学校:定数12人、非常勤50人)し、きめ細かな少人数教育を推進します。

- ② (一部新) 学力の定着・向上支援事業 予算額 34,519千円

児童生徒の国語、算数・数学、理科の学力の向上をはかるため、学力向上アドバイザーをモデル地域の小中学校へ派遣し、授業改善の方策等について指導・助言を行うなど、学力向上に向けた学校のPDCAサイクルの確立を支援します。

(延べ20市町実施予定)

- ③ (新) 明日のみえを創る高校生育成事業 予算額 11,409千円

高校生が、科学技術に対する知識や関心を高められるよう、三重県版「科学オリンピック(仮称)」を開催するなど、理数教育の充実をはかります。また、実践的な英語力を身につけられるよう、コミュニケーションを重視した授業の研究や英語キャンプの実施など、英語教育に関する指導方法の工夫改善をはかります。

(2) 特別支援教育の推進

- ① (新) 発達障がい支援フォローアップ事業 予算額 12,943千円

発達障がい支援モデル地域を指定し、通級指導教室の弾力的運用を含めた発達障がいのある児童生徒への指導・支援体制の研究を進めます。また、高等学校における二次障がいへの対応を進めるため、中学校から高等学校への円滑な移行について、その方法を研究するとともに、専門家チームによる支援を一層進め、一人ひとりの特性と発達段階に応じた適切な指導・支援体制の充実をはかります。

(発達障がい支援モデル地域:3地域を予定)

- ② 「桑名地域における特別支援学校(仮称)」開校準備事業 予算額 185,053千円

(「県立学校施設整備事業」3,176,776千円の一部(77,250千円))

及び「特別支援学校学習環境等基盤整備事業」143,736千円の一部(107,803千円))

桑名、員弁地域における知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、平成24年4月の開校を目途に、現在の桑名高等学校衛生看護分校に、新たな特別支援学校を整備します。

- ③杉の子特別支援学校石薬師分校環境整備事業 予算額 35,933 千円
〔特別支援学校学習環境等基盤整備事業〕143,736 千円の一部 (35,933 千円)

杉の子特別支援学校石薬師分校において、給食の実施、生徒の増加等に対応するため、厨房及び教室に係る設備・備品の整備を行います。

- ④(新)東紀州くろしお学園本校の統合整備 予算額 20,000 千円
〔県立学校施設整備事業〕3,176,776 千円の一部 (20,000 千円)

施設が分散している特別支援学校東紀州くろしお学園本校について、既存資産の活用をはかりつつ、一体的な施設となるよう統合整備に向けて検討を進めます。

(3) 外国人児童生徒教育の充実

- ①外国人児童生徒教育推進事業 予算額 35,580 千円

多文化共生の考え方のもと、外国人の子どもの教育を受ける権利を保障するため、就学支援の取組を充実させます。また、小中学校の外国人児童生徒が、日本語や学校での生活習慣を身につけられるよう、巡回相談員(11人)の派遣や、市町が設置する「初期適応指導教室」の支援などに取り組むとともに、学習言語としての日本語能力の習得を支援します。

- ②外国人生徒の日本語習得支援緊急雇用創出事業 予算額 8,805 千円

高等学校において、日本語習得の支援が必要な外国人生徒に対する効果的な指導法・指導内容の研究を行うとともに、日本語習得への支援が必要な外国人生徒が多く在籍する学校に日本語支援員(4人)を配置し、教材作成や教育相談を行います。

- ③特別支援学校外国人児童生徒支援員緊急雇用創出事業 予算額 2,563 千円

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒及び保護者への学習支援や生活支援等を行うため、外国人児童生徒支援員(通訳)を拠点校に配置し、通訳を必要とする学校に派遣します。

(4) 生徒指導対策の充実

- ①(新)学校問題解決サポートチーム活動事業 予算額 984 千円

児童生徒の問題行動や多様化する保護者・地域住民からの要望など、学校だけでは解決できない問題に対応するため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員を含めた「学校問題解決サポートチーム」を事案ごとに編成し、指導・助言にあたりるとともに、弁護士等の法律の専門家と連携して支援します。

- ②ケータイ・ネット対策事業 予算額 8,532 千円

変容を続けるケータイ・ネット問題の現状を整理し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、「ネット啓発チーム」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制を構築します。

(5) 高等学校及び特別支援学校高等部の生徒の就労促進

- ①キャリア教育バージョンアップ事業 予算額 38,929 千円

小・中・高等学校の各学校段階を通じた系統的なキャリア教育を推進するとともに、高校生のインターンシップを拡充するなど、各高等学校の特色に応じた多様な

キャリア教育の充実をはかります。また、厳しい雇用情勢の中にあっても就職を希望する高校生の進路実現がはかられるよう就職支援を行います。(就職支援相談員の配置：6人、合同就職面接会・就職情報交換会：10回)

②(新)就職指導スキルアップ事業 予算額 18,860千円

高校生への求人が減少し、生徒の希望する職種・業種と求人との間にミスマッチが見られる中、生徒一人ひとりが必要な情報や知識を得て、幅広い職業選択を行うことにより着実に内定を得られるよう、教職員の就職指導スキルの向上をはかります。

③県立学校就労支援総合ネットワーク構築事業 予算額 9,110千円

高等学校及び特別支援学校高等部のキャリア教育並びに就労を支援するため、学校と企業、経済団体、ハローワーク、市町等と総合的なネットワークを構築し、地元企業等への就職・定着をはかります。

(就労支援総合マネージャーの配置：6人、キャリア教育推進地域連携会議の実施：7箇所)

④(新)障がいのある児童生徒のキャリア教育推進事業 予算額 14,792千円

特別支援学校の児童生徒が卒業後に充実した地域社会生活を送れるよう、全ての児童生徒が組織的・系統的に職場体験活動に参加するほか、高等部に職業に関するコース制を導入した教育課程を編成するなど、小・中・高等部の一貫したキャリア教育を推進します。

⑤(一部新)進路希望実現・就労自立支援事業 予算額 16,212千円

特別支援学校の生徒一人ひとりの可能性を引き出した進路希望を実現するため、職場実習等による生徒の就労への意欲・関心の向上をはかり、自立した一人の県民として社会参画できるよう、就労先の開拓と適切な進路指導に取り組みます。

⑥特別支援学校企業就労実現支援緊急雇用創出事業 予算額 44,097千円

特別支援学校に、企業等で人事・総務部門経験のある職域開発支援員(14人)を配置し、生徒の適性と職種・業務とのマッチング、職場開拓、雇用交渉などを行うことにより、新たな職域の開発をはかるとともに、企業への就労を促進します。

(6)地域との協働による教育の推進

①地域との絆を育む高校生支援事業 予算額 6,318千円

高校生が、観光マップの作成などの地域の活性化に向けた取組や、公開講座の実施などの地域への貢献活動を行うことを通じて、地域の一員としての自覚や自己の役割を認識することで、将来、自立した社会人となることを目指します。

②社会教育関係者の交流の場づくり事業 予算額 1,121千円

市町教育委員会の社会教育委員や社会教育主事、地域で活動する社会教育関係団体の指導者等の交流の場を構築し、県内外の先進的な取組について情報共有や意見交換を行うとともに、研修会を通じて、地域における社会教育の指導者等の人材養成を行います。(全県会議2回、地域会議4地域2回)

(7)学校・地域におけるスポーツの振興

①(新)子どもたちの元気づくり推進事業 予算額 23,890千円

体力向上に関する取組を進める小中学校に、専門的スキルを有する体育活動支援員（10人）を配置し、休み時間や放課後等を活用し、子どもたちの運動機会を拡充するとともに、体育科授業のサポートにも活用して授業の工夫改善をはかります。

②（一部新）生涯スポーツ推進事業 予算額 12,222 千円

平成23年2月1日に設置した「みえ広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブに専門的な指導助言等を行うとともに、クラブマネージャーや指導者を養成し、クラブの安定した運営と定着をはかります。

2 三重県教育ビジョン

「三重県教育ビジョン ～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」の概要

1 基本的事項

(1) 策定の趣旨

1999年(平成11年)に策定した「三重県教育振興ビジョン」の計画期間が2010年度(平成22年度)で終了することから、今後の本県教育の目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す新しい指針として、このビジョンを策定

(2) 位置づけ(教育基本法との関係)

教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、三重県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」

(3) 計画期間

10年先を見据えた5年間(2011年度から2015年度)

(4) 対象範囲

- ① 三重県内の公立学校教育、社会教育、スポーツに関すること
- ② 上記①と密接な関係を有し、三重県教育委員会が、多様な主体との協働・連携のもとに、推進を働きかけることのできる分野(例:家庭・地域の教育力向上)

(5) ビジョンとしての性格

- ① 中長期的視点から本県教育の目指すべき姿と施策の方向性を示す基本指針
- ② 本県の学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で教育に取り組むための拠り所

(6) 策定方法

- ① 「三重県教育改革推進会議」に審議を依頼(10回開催)
 - ※ 学識経験者、保護者、市町教育長、企業経営者など20名の委員で構成

{	会長 山田康彦(三重大学教育学部教授)
}	副会長 向井弘光((株)ホンダ四輪販売三重北代表取締役会長)
- ② 「三重県教育改革推進会議」に「部会」を設置し、審議を深化・充実(計24回開催)
- ③ 「地域別県民懇談会」、「中高生懇話会」、パブリックコメントなどを通じ、県民の意見を審議過程に反映(地域別県民懇談会 5回開催、中高生懇話会 4回開催)

2 総論

(1) 基本理念

私たちは子どもたちを信じ	}	「2つの決意」
学校・家庭・地域が一体となって		
子どもたちの大いなる可能性を引き出し	}	「不易」の部分
その輝く未来づくりに向けて取り組みます		

～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～

① 中心に据える考え方

10年先を見据え、激動の時代だからこそ大切にされなければならない教育の「不易」の部分、「子どもたちの大いなる可能性を引き出し、育てていくこと」ととらえ、基本理念の中心に据えます。

② 2つの決意

◇ 「子どもたちを信じ」の部分

「子どもたちを信頼する」、「子どもたちの目線に立つ」という、教育にたずさわる者の決意

◇ 「学校・家庭・地域が一体となって」の部分

「多様な主体が連携・協力し、県民総参加で教育に向き合う」という、地域社会の決意

(2) 子どもたちに育みたい力

① 自立する力（輝く未来を拓く力）

直面する様々な課題に対し、自ら考え判断し主体的に対応していく力

（例）学ぶ力、自主性、意欲・夢を描く力、自信・自尊心・自己肯定感、健康・体力、勤労観・職業観 など

② 共に生きる力（共に生きる未来を創る力）

他者との関わりの中で、共に支え合い、新しい社会を創造していく力

（例）人権を尊重する意欲・態度、自他の命を尊重する心、社会性・コミュニケーション力、規範意識、公共性・社会参画意識、感謝と思いやりの心、感動する心、三重を愛する心 など

(3) 基本方針（注：基本理念の実現に向けた、全体を貫く基本的な取組姿勢）

- ① 一人ひとりの違いを認め合う態度を育み、個性を伸ばします（→「人権」の視点）
- ② 子どもたちの目線に立った、一貫した教育を行います（→「学習者本位」の視点）
- ③ 子どもたちにとって魅力のある学校を創ります（→「独自能力」の視点）
- ④ 地域に根ざした学校づくりを行います（→「社会との調和」の視点）
- ⑤ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります（→「教職員重視」の視点）
- ⑥ 郷土の教育資源を生かします（→地域の持つ多様な力を重視する視点）
- ⑦ 社会の変化に柔軟に対応します（→「流行」の視点）

(4) 基本施策

- ① 学力と社会への参画力の育成
(学校教育のうち「学力」「社会への参画力」の育成に比重を置く教育活動)
- ② 豊かな心の育成
(学校教育のうち「豊かな心」の育成に比重を置く教育活動)
- ③ 健やかな体の育成
(学校教育のうち「健やかな体」の育成に比重を置く教育活動)
- ④ 信頼される学校づくり
(学校、教職員、教育環境など学校教育の基盤)
- ⑤ 多様な主体で教育に取り組む社会づくり
(家庭・地域の教育力向上)
- ⑥ 社会教育・スポーツの振興
(社会教育の推進、文化財の保存・継承・活用、地域スポーツの振興)

3 各論の主な内容(充実した施策)

- (1) 「一貫した『三重の学び』の推進」を明記(「学力の育成」の充実)
学力の重要性に鑑み、いくつかの施策に分散していた内容を一本化し、「学力の育成」として位置づけました。
激動の時代を見据え、知識だけでなく、課題を解決する力、他者とともに学び高め合う力の育成を重視する「一貫した『三重の学び』」を明記しました。
- (2) 「キャリア教育の充実」の中で「自立した社会人として必要な知識・能力の育成に関する教育の導入」に言及
望ましい勤労観・職業観を育成するため、「キャリア教育の充実」を新たに施策として位置づけました。
職業人としての基本的な資質・能力の育成に加え、自立した社会人(市民)として必要な知識・能力の育成に関する教育内容の導入について言及しました。
- (3) 「子どもたちの安全・安心の確保」を施策として位置づけ、特に「防災教育」を重点的に記述
子どもたちを取り巻くリスクの多様化に伴い、「子どもたちの安全・安心の確保」を新たに施策として位置づけ、多様な主体、他部局との連携による様々なリスクへの対応を盛り込みました。
特に、地震等による災害の発生が危惧される本県の特性に鑑み、「防災教育」を重視した記述内容としました。
- (4) 「教員が働きやすい環境づくり」を施策として位置づけ
教育現場が時間的、精神的余裕を失いつつある実態を重くとらえ、「教員が働きやすい環境づくり」を新たに施策として位置づけました。

業務の簡素化・効率化、外部人材・教員OBの活用、困難事案対応の仕組みづくり、教職員の満足度向上に向けた取組等を推進することを明記しました。

(5) 「幼児期からの一貫した教育の推進」に「指導上の情報を確実に引き継ぐ仕組みづくりの検討」を明記

基本方針②の「一貫した教育」の実現に向けて、「幼児期からの一貫した教育の推進」を新たに施策として位置づけました。

一人ひとりの長所、課題、個性など、指導上の情報を幼児期から高校まで途切れることなく引き継いでいく仕組みの検討について明記しました。

(6) 3施策において「地域の教育力の活用」に関する方向性を明確化

学校教育の充実、教員の子どもたちと向き合える時間の確保、学校と地域の信頼関係の確立等に向けて、「教員が働きやすい環境づくり」「開かれた学校づくり」「地域の教育力の向上」の3施策に、地域の教育力の活用について積極的に記述し、今後の重要な方向性を明確化しました。

4 ビジョンの実現に向けて

(1) 学校・家庭・地域・行政の協働・連携

① 「学校」の役割 ～信頼される教育の実現と開かれた学校づくり～

- ◇ 子どもたちの「自立する力」と「共に生きる力」を育成すること
- ◇ 教員が子どもたち一人ひとりの大いなる可能性を引き出していくこと
- ◇ 地域に開かれた信頼される学校づくりを進めること

② 「家庭」への期待 ～教育の原点としての役割の実践～

- ◇ 「心の拠り所」として、子どもを温かく育むこと
- ◇ 教育の原点として、基本的な生活習慣の形成、子どもの心身の調和のとれた発達等を図ること
- ◇ 学校との連携を深め、教育効果を高め合うこと
- ◇ PTA活動等を重視し、取組に参画すること

③ 「地域」への期待 ～地域ぐるみの教育参画、学校支援～

- ◇ 豊かな人間性を育む多様な体験・交流の機会を、子どもたちに提供すること
- ◇ 学校を支援すること、あるいは子育てや家庭教育を応援し支えること
- ◇ 企業については、子育てを支援する職場環境づくりを進めるとともに、専門性を生かし、教育活動に積極的に参画すること
- ◇ 大学等の高等教育機関については、教育資源を地域の子どもたちや学校に還元すること

④ 「行政」の役割 ～質の高い教育環境の創造～

- ◇ 学校を支援し、質の高い教育環境を創造すること
- ◇ ビジョンの実現に向けた計画やシステムを整備し、必要な助言等を行うこと
- ◇ 多様な主体の、教育への参画を促進すること
- ◇ 質の高い組織運営を行うこと

(2) 国および市町との役割分担

- 市町の主体性を尊重しつつ、本ビジョンの基本方向を踏まえ、支援・協力を努めます。適切な役割分担に留意し、連携を深め、本県教育の充実をはかります。
- 国の基本方針を踏まえ、連携に努めるとともに、その施策等を有効活用し、提案・要請も行いながら、教育課題に適切に対応した教育行政を推進します。

(3) 適切な進行管理

- 毎年度、数値目標の達成状況等を把握し、各施策の進捗、効果、課題等を幅広い観点から総合的に評価の上、結果を公表し、以降の施策展開に反映します。
- 2013年度（平成25年度）において、各施策の「今後の基本的な取組方向」および「主な取組内容」を中心に、計画内容の中間見直しを行います。

ビジョン体系（イメージ図）

《基本理念》

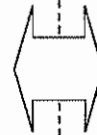
私たちは子どもたちを信じ
学校・家庭・地域が一体となって
子どもたちの大いなる可能性を引き出し
その輝く未来づくりに向けて取り組みます
～子どもたちの輝く未来づくりに向けた総力の結集～

『子どもたちに育みたい力』

(A) 自立する力（輝く未来を拓く力）

(B) 共に生きる力（共に生きる未来を創る力）

◎学ぶ力 ◎自主性
◎意欲・夢を描く力
◎自信・自尊心・自己肯定感
◎健康・体力
◎勤労観・職業観 など



◎人権を尊重する意欲・態度
◎自他の命を尊重する心
◎社会性・コミュニケーション力
◎規範意識 ◎公共性・社会参画意識
◎感謝と思いやりの心 ◎感動する心
◎三重を愛する心 など

《
基
本
施
策
》

1 学力と社会への参画力の育成

2 豊かな心の育成

3 健やかな体の育成

4 信頼される学校づくり

5 多様な主体で教育に取り組む社会づくり

6 社会教育・スポーツの振興

《基本方針》

- (1) 一人ひとりの違いを認め合う態度を育み、個性を伸ばします
- (2) 子どもたちの目線に立った、一貫した教育を行います
- (3) 子どもたちにとって魅力のある学校を創ります
- (4) 地域に根ざした学校づくりを行います
- (5) 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境を創ります
- (6) 郷土の教育資源を生かします
- (7) 社会の変化に柔軟に対応します

3 県立高等学校の再編活性化

1 趣旨と経緯

(1) 趣 旨

生徒一人ひとりの能力や個性に対応した教育を実施し、一定規模の集団の中で社会性を身につけ、互いに切磋琢磨しながら学べるような学習環境を整備するとともに、少子化を教育の質的向上をはかる機会ととらえ、生徒に魅力があり、県民から信頼される学校づくりを進めます。

(2) 経 緯

県立高等学校の再編活性化は、「基本計画」及び「実施計画」に基づいて進められています。

- ・ 基本計画(平成14～23年度) :平成13年 5月策定
- ・ 第一次実施計画(平成14～16年度):平成14年 3月策定
- ・ 第二次実施計画(平成17～19年度):平成16年12月策定
- ・ 第三次実施計画(平成20～23年度):平成20年 3月策定

2 基本計画の主な内容

- (1) 県立高等学校の適正規模を原則として、1学年3～8学級とします。
- (2) 小規模校等のあり方については、「協議会」において活性化方策を検討します。
- (3) 「定通ネットワーク」の拠点校を、学習ニーズを見定めながら設置・整備します。

3 再編活性化第三次実施計画の主な内容

- (1) 全日制高等学校において、適正規模化に向けた取組を行います。
- (2) 教育内容の特色化、魅力化に取り組むとともに、学習ニーズにあった学科改編等を行うなど、学校配置の適正化に向けた取組を行います。
- (3) 高等学校の活性化に向けた取組を行います。
 - ・ 信頼される学校づくり(学校経営品質向上活動の推進、学校評価の研究等)
 - ・ 中高一貫教育の充実と今後のあり方の検討
 - ・ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の成果検証と拡充の検討

4 推進状況

- (1) 9学級以上の大規模校は、15校(平成13年度)から4校になりました。
(平成23年度生徒募集9学級:桑名高校、四日市高校、津高校、津西高校)
- (2) 小規模校等のあり方については、平成14年度から再編活性化に係る「協議会」を順次設置し、協議を行ってきました。
 - 平成22年度に開催した協議会
鈴鹿・亀山(2回)、伊賀拡大(2回)、伊勢志摩拡大(2回)、紀北(2回)、
昂学園(4回)、定時制通信制北部(3回)、定時制通信制南部(3回)

(3) 主な再編整備状況は次のとおりです。

再編計画	年度	主な内容
第一次	13	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 全日制 本校61校、分校1校 定時制 独立校3校、併置校10校 通信制 2校(全日制併置2校) </div> <div style="text-align: right;">《平成13年度生徒募集》</div>
	14	
	15	○尾鷲工業高校を尾鷲高校へ統合
第二次	16	○南伊勢高校を開校(度会高校、南勢高校、南島高校を統合) ・複数の校舎が、1つの学校として機能する校舎制を実施
	17	○長島高校を廃止し、尾鷲高校長島校を設置 ○鳥羽高校定時制を伊勢まなび高校に統合
	18	○北星高校開校(四日市北高校と四日市高校通信制を統合)
第三次	19	○南伊勢高校南島校舎を募集停止
	20	○尾鷲高校長島校を募集停止
	21	○伊賀白鳳高校を新設(上野商業、〃工業、〃農業3校を募集停止)
	22	○宮川高校と相可高校を統合し、(新)相可高校を開校
	23	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 全日制 本校54校[▲7校]、分校1校(校舎制)[-] 定時制 独立校3校[-]、併置校8校[▲2校] 通信制 2校(全日制併置1校、定時制併置1校)[-] []内はH13年度からの増減、[-]は増減なし。《平成23年度生徒募集》 </div>

○ 新しいタイプの高等学校の開校(主なもの)

- H 7 昂学園高校(全国初、全国唯一の全寮制総合学科。)
- H 9 みえ夢学園高校(全国初の昼間部定時制総合学科。昼夜間三部制を実施)
- H 10 あげぼの学園高校(美容服飾、製菓調理など特色ある系列を有する総合学科)
- H 11 飯南高校(全国初の連携型中高一貫教育校。公立高校で全国初のISO14001)
- H 13 いなべ総合学園高校(全国有数の大規模総合学科)
- H 18 北星高校(三部制の定時制と通信制を併設)
- H 21 伊賀白鳳高校(農業、工業、商業、福祉の4専門学科を有する全国的にも新しいタイプの総合専門高校、後期選抜でくくり募集を実施)

5. 今後の対応と課題

- (1) 県立高等学校再編活性化第三次実施計画を推進します。
- (2) 県立高等学校再編活性化基本計画および第三次実施計画の計画期間が平成23年度で終了することから、これまでの推進状況について検証するとともに、協議会等での意見を参考にしながら、平成24年度以降の県立高等学校の再編活性化のあり方について検討します。

4 学校経営品質向上活動の推進

1 目的

公立小中県立学校における教育活動の質の向上をはかるため、学校経営品質向上活動に積極的に取り組み、学校自らが対話と気づきによる継続的な改善活動を行うことにより、児童生徒や保護者、地域から信頼される活力ある学校づくりを進めます。

2 平成22年度の取組概要

- (1) 全市町等教育委員会へ訪問しての対話 (担当者各2回、教育長各1回)
- (2) 体系的な集合研修の実施による全学校への取組支援
 - ①リーダーシップ研修 (小中県立学校の校長・教頭)
 - ②ステージ別研修 (小中県立学校の推進者等)
 - ③スキルアップ研修 (小中県立学校の推進者等)(延べ29回)
- (3) 地域ブロック別活動による学校間の連携・協力体制の推進
北勢A、北勢B、中勢A、中勢B、松阪、南勢、伊賀、東紀州
(ブロック会議延べ49回)
- (4) 実践事例の共有
 - ①学校経営品質実践事例交流会の開催 (県内3会場 実践事例6校)
 - ②集合研修における実践事例発表 (実践事例延べ15校)
- (5) 学校等の実態に応じた出前研修の実施 (36校・団体)
- (6) 新アセスメントシートの完成

3 今後の取組方針

- (1) 各学校における取組状況を把握するとともに、三重県型「学校経営品質」の理念や考え方を引き続き丁寧に伝えながら、新アセスメントシートを使用して、具体的な改善活動に結び付けられるよう支援していきます。
- (2) 学校経営品質向上活動の目的に共感し、その意義を周りに伝えていくといった、活動の中核を担う教職員(学校経営品質向上活動ファシリテーター)を養成していきます。
- (3) 市町等教育委員会との信頼関係をより深め、連携して各学校を支援します。

4 平成23年度の計画

【共通】

- (1) 学校経営品質向上活動ファシリテーター養成研修の実施
- (2) 集合研修(リーダーシップ、ステージ別)の実施
- (3) 成果事例の共有を目的とした実践事例交流会の効果的な開催
- (4) 学校等の実態に応じた出前研修・相談の実施

(5) 三重県型「学校経営品質」ガイドブックの刷新

【県立学校】

(1) 改善活動支援費

学校評価結果に基づく改善活動に積極的に取り組む学校を支援します。

(2) 地域ブロック活動に対する支援

各校推進者と支援アセッサーの連携による活動を支援します。

(3) 各地域校長会、教頭会訪問

取組状況や推進体制等について意見交換を行います。

(4) 率先実行大賞

県立学校の積極的なエントリー（平成22年度は23取組）を支援します。

【小中学校】

(1) 全市町等教育委員会訪問

対話を通じて課題を洗い出し、連携強化とさらなる浸透をはかります。

(2) 各地域教育長会議、小中校長会議訪問

意義や効果を説明するとともに、理解と協力を求めています。

(3) 学校転出者への研修

県教委事務局から小中学校へ異動する教職員を対象に研修を実施します。

5 東日本大震災への対応及び防災対策・防災教育の推進

1 東日本大震災（平成23年3月11日）への対応

(1) 被災に係る支援等の状況

①被災児童生徒の転入学等の支援

- ・被災児童生徒の公立学校への速やかな受け入れ
(5月19日現在：小49名、中13名、高2名、特支2名 計66名)
- ・義務教育段階における教科書の無償給与
- ・三重県立高等学校等への転入学に係る可能な限りの資料での相談及び速やかな受け入れ

②心のケアを含む健康相談

- ・受入被災児童生徒の学校医やスクールカウンセラーとの連携による臨時の健康診断や心のケアを含む健康相談の実施

③義援金の取組

- ・三重県市町教育長会、三重県高等学校長協会、三重県教育委員会など教育関係10団体の連携による教職員等の義援金の取組

④被災者の住居の確保

- ・被災者の住居として、教職員住宅及び社会教育施設（鈴鹿青少年センター、熊野少年自然の家）の一部を確保

⑤被災地の支援

- ・宮城県塩竈市への教育委員会事務局職員の派遣
- ・宮城県気仙沼市の小中学校へのスクールカウンセラー、高等学校への臨床心理相談専門員の派遣（5月19日現在：スクールカウンセラー1名（延べ2名）、臨床心理相談専門員1名）

⑥被災地調査

- ・教育委員会職員による被災地調査の実施

(2) 今後の対応

- ・全国知事会の要請、文部科学省通知、被災者の状況等に基づく適切な対応

2 防災対策・防災教育の推進

(1) 現状

①各学校

- ・理科や社会などの教科の学習、特別活動の時間（避難訓練）、総合的な学習の時間などを活用した防災学習の実施

②県教育委員会

- ・学校における防災学習を支援する防災教育推進事業の実施（平成16年度から実施、平成22年度末までに延べ179校を防災教育推進校に指定）

- ・地震・津波、風水害への備え及び対応、防災教育の在り方などを示した「学校における防災の手引」の学校への作成、配布（平成22年4月） など

③公立学校の耐震化（平成23年4月1日現在の速報値）

県立高校	96.6%
県立特別支援学校	100.0%
公立小中学校	95.2%

(2) 平成23年度の取組

① 防災教育推進事業

ア 防災教育推進校（20校程度）の募集、支援

- ・防災講話、防災啓発車（地震体験車による啓発）、住宅の耐震化実験、タウンウォッチング、防災マップ作成などの支援
- ・実践事例（ベストプラクティス）の県教育委員会ホームページでの紹介

イ 教職員を対象とした研修会の実施

- ・学校の防災対策、防災教育、避難所運営、心のケア、東日本大震災の教訓などを内容とした研修会の実施

② 学校安全教室推進事業

- ・講演会の実施

③ 小、中、高校生向け教材の検討

- ・家庭で児童生徒と保護者が地震・津波への備えや避難方法について話し合うためのツールとなる教材の検討

④ 公立学校の耐震化

ア 県立高校

- ・平成25年度完了を目途に計画的な工事の推進

イ 公立小中学校

- ・市町への助言、国への財源確保・補助制度の拡充の要望

⑤ 学校の安全対策

ア 県立学校及び市町等教育委員会への要請（4月8日）

- ・災害発生時の避難経路や避難場所、緊急時の対応の確認などの安全点検
- ・津波を想定した訓練などを含む児童生徒等への防災教育
- ・教職員の意識向上

イ 県内学校の避難場所、避難経路の安全点検調査（5月時点）及び見直し

- ・状況調査（9月時点）の実施

6 修学奨学金制度の概要

平成22年4月から県立高校の授業料は不徴収としていますが、通学費や学用品など修学に必要な経費は依然必要であることから、高校生等を対象とした奨学金制度を引き続き維持しています。

なお、平成23年4月からは、奨学金の月額貸与額の選択制を導入するなど、奨学金制度の拡充を行なっているところです。

1 県立高等学校授業料について

平成22年4月1日から、県立高等学校の授業料は不徴収としています。

なお、それまで県立高等学校で徴収していた授業料は次のとおりです。

全日制課程 年額118,800円(月9,900円)

定時制課程 年額 32,400円(月2,700円)

ただし、高等学校を卒業後に進む課程として法律の対象外である専攻科及び聴講生については、従前どおり授業料を徴収しています。

2 三重県高等学校等修学奨学金について

(1) 制度趣旨

勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な生徒に対して、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を行います。

(2) 事業の概要

① 対象者

保護者が三重県内に住所を有する高等学校又は高等専門学校の生徒で、世帯の全収入が生活保護基準の2倍以下である世帯に属する等の基準を満たす者。(例：世帯数4人の場合、年間収入6,500,000円以下)

② 経緯

平成14年度に、国の補助制度を活用し、県単独分(上乘せ)も加えて制度創設しました。その後、旧日本育英会(現日本学生支援機構)が実施していた高校生等に対する奨学金事業が平成17年度入学者分から都道府県に移管されたことから、従来の三重県高等学校等修学奨学金制度と一本化して実施しています。

さらに、平成23年度からは貸与月額を選択制を導入し、個々の生活の経済的な事情に応じた、より利用しやすい制度にしました。

○改正前（平成 22 年度まで）

	通学状況	修学費（月額）	修学支度金（入学一時金）
国公立	自宅通学	18,000 円／月	40,000 円又は 80,000 円 (いずれかを選択)
	自宅外通学	23,000 円／月	
私立	自宅通学	30,000 円／月	50,000 円又は 100,000 円 (いずれかを選択)
	自宅外通学	35,000 円／月	

○改正後（平成 23 年度以降）

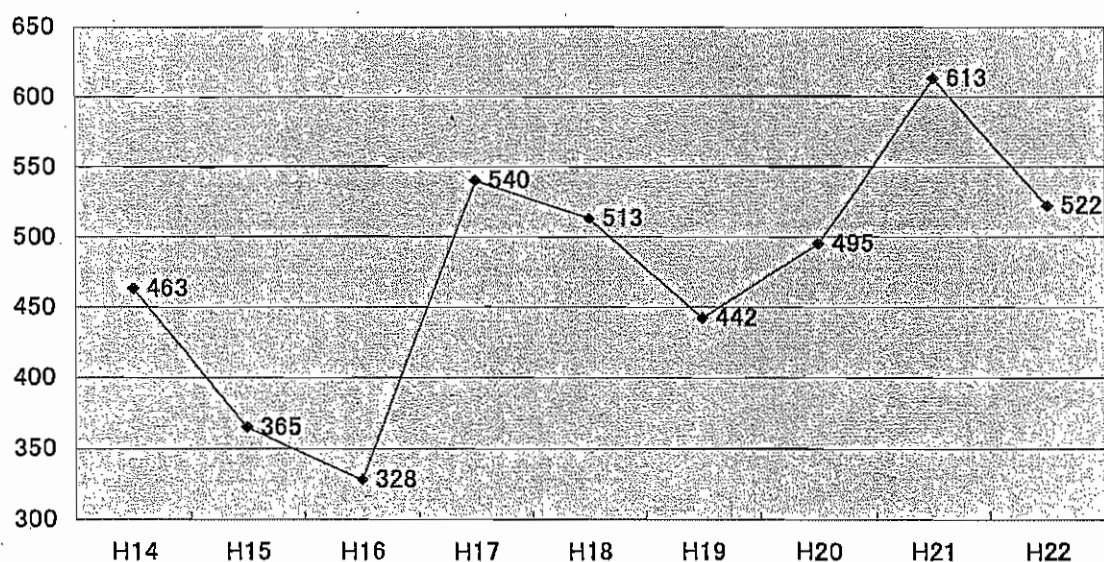
	修学費（月額）	修学支度金（入学一時金）
国公立	8,000 円／月、13,000 円／月、 18,000 円／月、23,000 円／月 (いずれかを選択)	40,000 円又は 80,000 円 (いずれかを選択)
私立	20,000 円／月、25,000 円／月 30,000 円／月、35,000 円／月 (いずれかを選択)	50,000 円又は 100,000 円 (いずれかを選択)

(3) 現状

制度発足以来、利用した生徒は 4,281 人になっています。

平成 22 年度の貸与者は 1,527 人（うち新規貸与者 522 人、継続貸与者 1,005 人）でした。

三重県高等学校等修学奨学金新規貸与者推移（単位：人）



H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
463	365	328	540	513	442	495	613	522	4281

(単位 人)

7 教職員の配置

1 教職員定数

教職員定数には、国の標準法に基づいて算定される標準法定数と、県の個別の課題に対応するために県が独自に措置をする県単定数があり、これらを合わせたものが条例定数です。

標準法定数は、児童・生徒の増減による学級数の変動や、文部科学大臣が定める加配定数の動向等により、増減します。平成23年度は、小学校では1年生の学級編制の標準が40人から35人となったことや、中学校及び特別支援学校では児童生徒数が増えたことなどにより増加しました。高等学校では学級数の減により減少しました。

県単定数は、高等学校及び特別支援学校の実習助手と学校司書の県単分の標準法定数への振替や現業職員の定数整理等により減少しました。

この結果、条例定数は小・中・特別支援学校では増加しましたが、高校では減少し、全体としては増加しました。

校種	定数	平成22年度	平成23年度	増減	
小学校	標準法定数	7,101	7,110	9	
	県単定数	少人数教育	40	40	0
		学校統合	7	6	▲1
		充指導主事	11	10	▲1
		その他	20	20	0
	計	78	76	▲2	
合計(条例定数)	7,179	7,186	7		
中学校	標準法定数	3,831	3,891	60	
	県単定数	少人数教育	12	12	0
		学校統合	2	0	▲2
		充指導主事	10	9	▲1
		その他	46	46	0
	計	70	67	▲3	
合計(条例定数)	3,901	3,958	57		
高等学校	標準法定数	3,569	3,552	▲17	
	県単定数	充指導主事	26	27	1
		現業職員	76	67	▲9
		その他	80	59	▲21
		計	182	153	▲29
合計(条例定数)	3,751	3,705	▲46		
特別支援学校	標準法定数	1,022	1,040	18	
	県単定数	充指導主事	1	2	1
		現業職員	50	35	▲15
		その他	19	19	0
		計	70	56	▲14
合計(条例定数)	1,092	1,096	4		
県計	標準法定数	15,523	15,593	70	
	県単定数	400	352	▲48	
	条例定数	15,923	15,945	22	

1. 少人数教育

① 少人数教育推進事業の歩み

	H15	H16	H17	H18	H19~H22	H23
小学校	1年生 30人学級 (下限25人)	1・2年生 30人学級 (下限25人)			→	1年生 国35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人)
中学校	—	—	1年生 35人学級 (下限25人)	1年生35人学級 (下限25人) 弾力的実施	→	
小学校 中学校	少人数授業等 を実施するための 教員配置				→	

② H23年度の措置状況

	種類	小学校	中学校	小中計
小学校1年生の35人学級 (標準法による)	基礎 定数	56 ※	—	56
少人数教育のために 措置している教員数	加配 定数	314	234	548
	非常勤	185	80	265
小学校1・2年生、 中学校1年生の 少人数学級活用分 (上記内数)	加配 定数	104	46	150
	非常勤	0	23	23
少人数授業や 他学年での学級編制 活用分 (上記内数)	加配 定数	210	188	398
	非常勤	185	57	242

※ 35人学級による増学級数

少人数学級の状況	小1	小2	中1
30人(小1・2) 35人(中1)以下の学級数	590 /670	580 /666	506 /547
全学級に占める上記学級 の割合()内は前年度 ※特別支援学級は除く	88.1% (81.9)	87.1% (85.7)	92.5% (98.9)
下限25人により少人数学級の対象とならない小学校 1・2年、中学校1年や、他の学年でのTT、習熟度別 等の少人数授業等を実施 ※この定数を活用して特定の学年で少人数学級を 実施することも可能			

2. 学校統合

① 加配の目的と内容

学校の統合に際して、円滑な統合を実現し、新しい教育環境へ児童生徒が適応できるように、統合した年度には、統合により減となった学校の数に相当する教員を加配し、統合翌年度には、その半数の教員を加配

② H23年度の措置状況

小学校：新規2校、2年目5校 中学校：該当なし

3. 複式学級

① 加配の目的と内容

- ・ 3個複式対応 … 全ての学年が複式学級となる小学校を対象に、一部教科において複式を解消するために週9時間の非常勤講師を配置
- ・ 生活科対応 … 小学校2、3年生の児童が在籍している複式学級で、生活科を主とする一部教科において複式を解消するために週9時間の非常勤講師を配置

② H23年度の措置状況

- ・ 3個複式対応 … 12校に非常勤を配置
- ・ 生活科対応 … 15校に非常勤を配置

8 学校施設の耐震化の推進

1 現状

平成23年4月1日現在（速報値）

〔（ ）は平成22年4月1日現在〕

	全棟数	耐震診断実施率	耐震化棟数	耐震化率
県立学校	844棟 (856棟)	100.0% (100.0%)	818棟 (811棟)	96.9% (94.7%)
公立小中学校	2,004棟 (2,012棟)	99.6% (98.7%)	1,908棟 (1,854棟)	95.2% (92.1%)

2 課題

- (1) 東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域への指定等により、建物の耐震対策がより強く求められています。
- (2) 安全な学校づくり及び地域の避難所としての機能を確保するため、早期に耐震対策を実施する必要があります。

3 今後の対応

(1) 県立学校

耐震化されていない建物26棟について、平成25年度末までに次のとおり実施します。

- ・耐震補強 18棟
- ・解体 3棟
- ・廃校による用途廃止 5棟

(2) 市町等立学校

市町においては、それぞれの耐震改修計画に基づき、建物の耐震化を実施しており、平成26年度末までの「第3次三重県地震対策アクションプログラム」においては小中学校の耐震化率を97.5%とする目標を設定しています。

県としては、市町の耐震化工事の促進に向けて補助制度の活用に関する情報を提供するとともに、国に対しては財源の確保や補助制度の拡充を要望していきます。

市町立小・中学校等の耐震化状況(平成23年4月1日現在)【速報値】
(校舎・屋内体育館合計)

教育委員会学校施設室

市町等名	棟数 A	56年以前 棟数 B	耐震診断		耐震化		財政力指数 (平成22年度)	東海地 震対策 強化地 域
			診断済数 C	実施率 C/B	耐震化済数 D	実施率 (A-B+D)/A		
津市	330	183	183	100.0%	169	95.8%	0.762	
四日市市	346	195	195	100.0%	194	99.7%	1.063	
伊勢市	103	59	59	100.0%	59	100.0%	0.667	●
松阪市	178	66	66	100.0%	64	98.9%	0.653	
桑名市	140	86	86	100.0%	86	100.0%	0.939	●
鈴鹿市	180	102	102	100.0%	100	98.9%	0.976	
名張市	83	45	45	100.0%	22	72.3%	0.767	
尾鷲市	22	16	16	100.0%	9	68.2%	0.412	●
亀山市	54	29	29	100.0%	29	100.0%	1.279	
鳥羽市	31	18	15	83.3%	14	87.1%	0.498	●
熊野市	39	21	20	95.2%	17	89.7%	0.294	●
いなべ市	64	26	26	100.0%	21	92.2%	0.916	
志摩市	72	46	46	100.0%	34	83.3%	0.488	●
伊賀市	94	41	41	100.0%	23	80.9%	0.686	
木曾岬町	6	3	3	100.0%	3	100.0%	0.555	●
東員町	19	11	11	100.0%	11	100.0%	0.790	
菰野町	34	17	17	100.0%	17	100.0%	0.801	
朝日町	10	5	5	100.0%	5	100.0%	0.900	
川越町	12	9	9	100.0%	8	91.7%	1.490	
多気町	18	4	4	100.0%	4	100.0%	0.697	
明和町	27	10	10	100.0%	10	100.0%	0.570	
大台町	14	7	7	100.0%	7	100.0%	0.275	
玉城町	14	4	4	100.0%	4	100.0%	0.679	
度会町	5	2	2	100.0%	2	100.0%	0.331	
大紀町	15	8	8	100.0%	8	100.0%	0.205	●
南伊勢町	20	12	12	100.0%	12	100.0%	0.237	●
紀北町	34	18	18	100.0%	18	100.0%	0.302	●
御浜町	17	9	9	100.0%	7	88.2%	0.266	
紀宝町	14	5	5	100.0%	4	92.9%	0.370	
多気・松阪学 校組合	9	7	7	100.0%	7	100.0%	—	
計	2,004	1,064	1,060	99.6%	968	95.2%	0.651	10市町

三重県	棟数 A	56年以前 棟数 B	耐震診断		耐震化		県立学校 耐震化実施 率
			診断済数 C	実施率 C/B	耐震化済数 D	実施率 (A-B+D)/A	
高等学校	762	405	405	100.0%	379	96.6%	96.9%
特別支援学校	82	36	36	100.0%	36	100.0%	

※耐震診断実施率は、昭和56年以前建築の棟数のうち耐震診断実施済の棟数の割合をいう。

※耐震化実施率は、全棟数のうち耐震性のある棟数の割合をいう。

9 高校教育の充実

1 特色ある高等学校づくりの推進

生徒の興味・関心、進路希望の多様化が進む中、各高等学校では生徒の能力・個性を最大限に伸ばすため、特色ある学校づくりに取り組み、個に応じた教育の充実をはかっています。

(1) 平成22年度本県中学校卒業者の高等学校等への総進学率 98.5%

(2) 県立高等学校数59校(分校1校含) ※設置課程数：全日制 56校

普通科	専門学科	普專併置	総合学科	普総併置	定時制	13校
20	14	17	6	2	通信制	2校

(3) 全日制学科別学級数(平成23年度1学年) ※その他(理数科、英語科等)

学 科	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	情報	その他	総合学科
学級数	182	15	39	27	3	8	1	2	2	18	27

(4) 単位制を導入している学校数 全日制16校 定時制9校

(5) 2学期制を導入している学校数 全日制11校 定時制7校

(6) 特色ある取組等の例

- ①コミュニケーション教育を通じた豊かな人間性の育成(桑名北高等学校)
- ②「自分づくり」のための系統的・計画的・継続的なキャリア教育(朝明高等学校)
- ③日本版デュアルシステムによるものづくりを担う人材の育成(桑名工業高等学校)
- ④スーパー・サイエンス・ハイスクール指定による理数教育の充実(津高等学校・津西高等学校)
- ⑤地域と連携した食のスペシャリストの育成(相可高等学校)
- ⑥生徒の多様な進路希望に対応できる総合専門高校の設置(伊賀白鳳高等学校：農業、工業、商業、福祉に関する7学科13コース)
- ⑦多文化共生教育と外国人生徒教育を充実させた定時制課程の設置(飯野高等学校)

2 確かな学力の育成

次代を担う子どもたちには、知識や技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力なども含めた「確かな学力」を身に付けることが大切です。各校では、教育内容を厳選して基礎基本の確実な定着をはかるとともに、生徒が各分野について深く学び、学力を向上させることができるよう、弾力的な教育課程編成等の工夫改善に努めています。

(1) 文部科学省の指定校事業活用校(平成23年度) 5校(久居農林高等学校ほか)

(2) 進学指導向上対策検討会(平成19年度～)

・大学進学率の高い県立高等学校14校が参加(四日市高等学校ほか)

(3) 普通科高校学力定着・向上対策検討会(平成19年度～)

・生徒の進路希望が多様な普通科設置校22校が参加(紀南高等学校ほか)

(4) 明日のみえを創る高校生育成事業【新規】

・高校生の科学技術に対する知識や関心を深めるとともに、実践的な英語力を向上させるために、理数教育や英語教育等に関する指導方法の工夫改善をはかります。

(5) 医学部等進学向上対策支援事業(平成21年度～)

・医学部等理系学部への進学を希望する生徒を対象に、関心・理解を高めるセミナー等を開催し、医療分野や科学技術分野で活躍できる人材の育成をはかります。

3 新しい高等学校学習指導要領への対応 : 平成25年度入学生から年次進行で実施

(1) 高等学校学習指導要領実施説明会の開催(平成21年度～3年間、全教員対象)

(2) 新学習指導要領に対応した授業実践研究事業(平成22年度～)

・研究指定した学校において、公開授業、研究協議、先進校視察、研究発表会等を実施し、新学習指導要領に示された教育のあり方について研究を進めます。

10 高校生の就職対策

1 基本的な考え方

昨年度に引き続き今年度も厳しい雇用状況が予想される中、就職を希望する高校生の進路実現がはかれるよう、高校生の就職支援を進めます。

2 平成23年3月に未内定のまま卒業した者への対応

生活・文化部の「新卒未就職者地域人材育成事業」（5ヶ月間、有給研修）やおしごと広場みえ、県若者自立支援センター等と連携した支援を行います。

3 キャリア教育による勤労観・職業観の育成

(1) キャリア教育バージョンアップ事業

ア 系統的なキャリア教育実践研究（15地域を予定）

小中高の校種間連携によるキャリア教育を推進するとともに、小中学生や保護者を対象とした進路フェア（高校進学説明会）を開催

イ 「日本版デュアルシステム」の推進

高校での学習と企業における長期実習を組み合わせ、専門的な技能・技術を習得

ウ 高校生インターンシップの拡充

インターンシップ受入れ事業所、実施校・参加生徒の拡大と、内容の充実

エ 職業教育拡充サポート

専門学科の各学科が持つ特色を活かした商品開発等の実践的な学習を推進

オ キャリアデザインサポート

外部人材を活用し、専門的・先進的な内容の講演会・講習会を実施

(2) インターンシップ・職場体験受入事業所調査員活用事業

「三重県職場体験・インターンシップ受入事業所の案内」Webページの掲載情報の追加・更新

(3) 就職指導スキルアップ事業【新規】

ア 内定獲得プロジェクト（28校）

教職員の就職指導スキルの向上のための研修の実施

イ 高校生就職マッチング緊急支援事業（6校）

マッチングに課題のある重点支援校を指定し、教職員の職業理解を促進

4 進路希望を実現するための取組

(1) 各学校における取組

ア 生徒・保護者に対するガイダンスやキャリアカウンセリングを丁寧に行い、求人と求職のマッチングをはかります。

イ 外部人材を活用した求人開拓や、ハローワーク等関係機関との連携を進め、一人ひとりに応じた進路実現に取り組みます。

(2) 教育委員会の取組

ア 就職支援相談員活用事業

企業等で人事部門または管理職の経験を有する人材を、就職支援相談員（6名）として配置し、進路相談をもとにした求人開拓を実施

イ 就職対策支援事業

各高校が行う事業所訪問や、合同就職面接会・就職情報交換会の開催・参加を支援

- ウ 就職支援教員の配置
就職支援を行う教員（6名）を配置し、生徒の就職相談や求人開拓を実施
- エ 県立学校就労支援総合ネットワーク構築事業
県内7地域にキャリア教育推進地域連携会議を設置し、構成員のネットワークを活用して求人開拓等を行う就労支援総合マネージャー（6名）を配置
- オ 経済団体への求人要請
就職・雇用機会拡大のために、県内の経済4団体への求人要請を実施
- カ 県立学校と企業の採用に関する情報交換会の開催
企業の採用動向と生徒の就職希望状況についての情報交換会を開催（6回予定）
- キ 市町と連携した就職情報交換会の開催
- ク 企業展の活用
企業が技術や製品を実演・展示する企業展で、情報収集、求人開拓を実施
- ケ 就職ガイダンスの開催
三重労働局と連携し、就職ガイダンスを実施（8回予定）
- コ 合同就職面接会の開催
ハローワーク等と連携し、合同就職面接会を実施（8回予定）
- サ 県農水商工部、県社会保険労務士会との連携による求人情報の提供
新規立地企業及び小規模事業所等に係る求人情報を各高校に提供

【参考】

1 平成22年度県立高等学校卒業者の進路状況

全日制・定時制卒業生数12,892人（平成23年5月1日高校教育室調べ）

就 職	大学・短大への進学	専門学校への進学
3,878人 (30.1%)	5,848人 (45.4%)	1,988人 (15.4%)

※（ ）は全卒業者に占める割合

2 平成22年度県立高等学校卒業者の就職内定状況

（平成23年3月末日高校教育室調べ）

	就職希望者数	内定者数	未内定者数	内定率	全国内定率
平成22年度	3,999人	3,873人	126人	96.8%	93.2%
平成21年度	3,993人	3,757人	236人	94.1%	91.6%

地 区	北 勢	中 勢	伊 賀	松 阪	南 勢	牟 婁	合 計
平成22年度	98.2%	97.1%	90.1%	98.1%	97.0%	95.6%	96.8%
平成21年度	96.1%	92.4%	90.3%	95.8%	92.7%	96.2%	94.1%

3 就職内定後の内定取消しの状況について（平成23年3月末日現在）

- ・該当生徒1人。（内定取消し後、学校斡旋により別の企業に就職。）

4 「新卒未就職者地域人材育成事業」について

新規高校卒業生11人（県立高等学校11人）が応募

- ・第1ステップ「職業人養成研修（10日間、北勢・中勢・南勢）」
- ・第2ステップ「分野別人材養成研修（15日間、製造（北勢・中勢）、営業販売（北勢・中勢）」
- ・第3ステップ「企業実地研修（県内各事業所、55日間）」

1 1 義務教育の充実【学力の定着・向上】

1 基本的な考え方

子どもたちには、問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力といった、変化の激しい時代を生き抜くための力が求められています。

各学校においては、学習指導要領に基づき、子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を着実に育むことができるよう取組を進める必要があります。

2 具体の取組

(1) 新学習指導要領の円滑な実施

教育基本法改正等で明確になった教育の理念をふまえ、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育むため、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から、新学習指導要領が全面実施されます。

このため、新学習指導要領の円滑な実施に向けた取組を支援し、義務教育水準の均衡や維持向上をはかることが大切です。

具体的には、管理職や教務担当者を集めての研修会の開催や、指導主事による学校訪問を実施します。

(2) 学力の定着・向上に係る実践研究の充実

- 新学習指導要領の趣旨・内容に基づき作成されている全国学力・学習状況調査問題や調査結果の有効な活用に向け、学校の設置管理者である市町等教育委員会への働きかけを進めます。
- 少人数教育を効果的に推進するため、指導方法の工夫・改善等の研究を支援します。
- 授業づくりや学校経営に精通した学力向上アドバイザーをモデル校へ派遣し、わかる授業の実施や学び高め合う学習集団づくり等に対して具体的にアドバイスし、各学校の学力向上に向けたPDCAサイクルの確立を支援します。
- 児童生徒の「つまずき」を克服するための補足的な学習等を支援する、学習支援員（保護者、大学生、地域住民等）をモデル校に配置します。
- 全市町等教育委員会の指導主事等からなる「学力向上推進会議」を設置し、課題が見られる学習状況の改善に向けた方策について検討を進めます。

<今年度の取組>

① 国語教育の充実

- ・ 国語力の向上をはかるため、学力向上アドバイザーをモデル地域の学校へ派遣し、教員への指導・助言を行うなど、国語科の指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援します。
- ・ 「生き生き読書リレー」を推進する市町・学校の取組の充実及び成果の普及等を行います。

② 理数教育の充実

- ・ 算数・数学、理科の学力の向上をはかるため、学力向上アドバイザーをモデル地域の学校へ派遣し、教員への指導・助言を行うなど、算数科・数学科、理科の指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援します。
- ・ 算数科・数学科及び理科教育に関して卓越した知識・技能を有する特別講師をモデル地域の学校へ派遣し、児童生徒の学習意欲を高めます。
- ・ 小学校5、6年生の「理科」の観察・実験等の体験的な学習の時間に「理科支援員」を配置して教員の支援を行うことにより、理科の授業の充実・活性化と教員の指導力を向上させます。

1 2 外国人児童生徒教育の充実

1 基本的な考え方

多文化共生の考え方のもと、外国人児童生徒の就学を支援するため、家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応とともに、日本語指導や学校生活への適応指導の充実をはかります。さらに、外国人児童生徒の学習言語としての日本語能力の習得を支援します。

2 現状

平成22年9月1日時点の県内公立小中学校及び県立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の人数は1,651人となり、平成12年と比較すると2倍以上になっています。また、小中学校を合わせた在籍校数は200校で、この数は、県内の小中学校の約3校に1校の割合で、日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍していることとなります。

さらに、昨今の雇用状況の悪化に伴う経済上の問題から、外国人学校の退学等で、外国人児童生徒の在籍状況は、依然として流動的であり、広域化が進んでいると考えられています。

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移

年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
小学校	440	479	459	473	563	671	810	998	1128	1162	1094
中学校	212	246	201	217	225	207	232	305	358	376	407
県立学校	29	45	40	66	76	96	76	104	133	127	150
合計	681	770	700	756	864	974	1118	1407	1619	1665	1651

※各年度9月1日時点

3 行動計画（外国人児童生徒教育アクションプラン）

外国人児童生徒教育アクションプランに基づき、施策を推進します。

- ① 外国人児童生徒の受入れ
- ② 多文化共生社会を展望した外国人児童生徒教育の推進
- ③ 日本語習得のための支援
- ④ 外国人児童生徒の進路指導の充実
- ⑤ 教職員研修の充実
- ⑥ 外国人児童生徒巡回相談員等の配置
- ⑦ 教育相談の充実
- ⑧ 学校間連携、保護者・地域との連携、ボランティアとの協働

4 具体の取組

(1) 外国人児童生徒教育総合支援事業

〈外国人児童生徒巡回相談員の配置（11人）〉

- ・ 学校を巡回訪問し日本語指導・適応指導の支援
- ・ 教職員対象の語学研修及び指導方法に関する研修会等への支援

- ・ 外国人児童生徒及び保護者等からの電話相談等への対応
- ・ 小中学校、教育委員会等関係機関との情報交換
- 〈外国人児童生徒教育専門員の配置（1名）〉
 - ・ ポルトガル語による電話及びインターネットメール等による相談
 - ・ 学校からの文書の翻訳や通訳の依頼への対応
- 〈外国人児童生徒教育担当者会議の開催〉
 - ・ 受入体制・日本語指導の研修、実践交流会の開催
- 〈市町への委託事業（外国人児童生徒の学習支援事業）〉
 - ・ 「日本語指導の手引き④」（県教育委員会発行）に示す「教科指導のポイント」に基づく、教科指導型の日本語指導に関する指導方法等の普及
 - ・ 教科指導型日本語指導研究推進会議の設置
 - ・ 「進路ガイダンス」の開催
- 〈専門的な知識や技術を持つコーディネーターの学校への派遣〉
 - ・ 外国人児童生徒教育に関する取組への支援（関係機関への委託事業）

(2) 外国人児童生徒受入体制整備事業（国の事業の活用）

- ・ 外国語が話せる地域人材を活用した就学支援の取組や学校における適応指導等への支援、保護者等からの教育相談への対応
- ・ 就学促進員等を活用した不就学や不登校への対応
- ・ 就学前の外国人の子どもを持つ保護者への学校制度に関する説明会の開催
- ・ 来日後間もない子どもたちの初期適応指導教室（プレクラス）への支援

(3) 進路指導及び高等学校での対応

- ・ 三重県立高等学校入学者選抜における外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜の実施
- ・ 「高校進学ガイドブック」の作成
- ・ 外国人生徒の日本語習得支援緊急雇用創出事業（国の事業の活用）
 - 日本語支援員4名（ポルトガル語・スペイン語・中国語・タガログ語対応、各1名）を配置し、授業支援や教育相談等を行います。
- ・ 外国人生徒教育事業（国の事業の活用）
 - 外国人生徒教育支援員1名を配置し、外国人生徒が地域社会の構成員として日本で生活していくためにキャリア教育の観点から指導の充実をはかります。

(4) 特別支援学校での対応

〈特別支援学校外国人児童生徒支援員緊急雇用創出事業〉

- ・ ポルトガル語対応通訳1名を派遣し、学習支援や教育相談等を行います。

1 3 特別支援教育の推進

1 特別支援教育体制・現状

(1) 対象となる範囲の拡大

- ・ 通常の学級に在籍する LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥/多動性障がい)、高機能自閉症等の児童生徒を平成 19 年度から支援対象に追加

(2) 在籍児童生徒数の増加【平成 22 年 5 月 1 日現在】 () 内は前年同時期からの増減

- ・ 特別支援学級：小学校 1,891 名 (+ 163 名) 中学校 752 名 (+ 46 名)
- ・ 通級指導教室：小学校 429 名 (+ 54 名) 中学校 12 名 (- 12 名)
- ・ 県立特別支援学校在籍児童生徒数：1,340 名 (+ 56 名)

* 1 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級。

* 2 通級指導教室：小中学校の通常の学級で各教科など大半の教育を受け、その障がいに応じて特別の指導を特別の場で行うための教室。

(3) 就学形態の多様化

- ・ 本人及び保護者への相談支援体制の構築と就学に係る市町教育委員会との連携

(4) 県立特別支援学校卒業生の進学及び就労率【平成 23 年 3 月末現在】 () 内は前年の数値

- ・ 進学及び就労率 25.4 % (29.6 %)
- ・ 特別支援学校高等部卒業生就労内定率 97.9 % (93.3 %)

*参考 内定者数 47 名 (42 名)

(5) 県立特別支援学校の環境整備

- ・ 「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づき、「桑員地域における特別支援学校(仮称)」の開校に向け、旧桑名高等学校衛生看護分校校舎を整備
- ・ 特別支援学校スクールバス整備として、西日野にじ学園借上げバスを県有バスに更新して配備 ・ スクールバス 39 台、ふれあい号 1 台、計 40 台を配置

2 課題

- (1) 就学前からの一貫した教育相談・支援や就学指導のあり方
- (2) 教職員の専門性の向上と人材育成
- (3) 職場実習を重視した職業教育及び新たな職域開発等の就労支援の充実
- (4) 対象となる幼児児童生徒数の増加と障がいの重度・重複化、多様化への対応
- (5) 健康福祉部等の関係機関との連携の強化

3 今後の取組

(1) 早期からの教育相談・支援の充実

- ・ 「個別の就学支援ファイル」の活用に関する情報交換及び協議の促進
- ・ 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用

- ・ 巡回相談員の活用による支援体制の構築
 - ・ 就学指導委員会の機能の充実
 - ・ ネットワークの構築による広域支援体制の整備
- (2) 教職員の専門性の向上
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内における教職員のスキルアップ研修の充実
 - ・ 連続講座「シードプロジェクト」や内地留学制度の活用、特別支援学校のセンター的機能等を活用した研修の機会の拡大と内容の充実
 - ・ 事例検討等を研修内容とした具体的な支援方策の検討
- (3) 後期中等教育及び就労・自立支援の充実
- ・ 医師、臨床心理士、学校心理士等からなる専門家チームによる、発達障がいのある生徒の進路選択、進路保障等に関する取組の推進
 - ・ 特別支援学校に「職域開発支援員」(14名)を配置し、雇用促進のための職場開拓及び理解啓発の促進
 - ・ 就労支援総括コンサルタント(1名)、就労支援コンシェルジュ(1名)、就労支援エリアコンサルタント(3名)を配置し、迅速かつ組織的な職域開発を強化
 - ・ 早期からの労働体験を重視した、一貫したキャリア教育の推進
 - ・ 特別支援学校高等部における職業教育に関するコース制を導入した教育課程の編成
 - ・ 福祉、医療、労働等関係機関と連携した「特別支援教育フォーラム」の開催、地域における就労支援体制の整備
- (4) 県立特別支援学校の整備
- ・ 「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づき、平成24年4月開校予定の「桑員地域における特別支援学校(仮称)」の整備
 - ・ 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」に基づく特別支援学校の整備の推進
 - ◇東紀州くろしお学園本校の統合整備
 - ◇松阪地域における知的障がいに対応する特別支援学校の整備 等
- (5) 特別支援教育コーディネーターの活動時間を補完するため、小・中学校に94名、特別支援学校に32名の非常勤講師(県単)を配置
- (6) 高等学校に「発達障がい支援員」4名を配置し、特別支援教育体制整備を推進
- (7) 特別支援教育にかかる研修の充実
- ・ 市町教育委員会で特別支援教育を推進する指導的な役割を担う者を対象に、専門的知識及び技能を高めるための連続講座(シードプロジェクト)を開催
 - ・ 「発達障がい児担当指導者内地留学生」として、2名の教員をあすなる学園に派遣し、1年間の研修を実施(平成23年度:いなべ市、多気町)

1.4 生徒指導・健康教育の充実

1 生徒指導の充実

(1) 現状（平成21年度の暴力行為・いじめ・不登校）

ア 暴力行為

暴力行為の発生件数は、822件で、平成20年度と比較すると、小学校で11件減少、中学校で34件増加、高等学校で同数となっており、全体で23件増加しています。

暴力行為推移（校種別）

（単位：件）

	H17	H18	H19	H20	H21
小学校	54	69	57	93	82
中学校	781	559	555	576	610
高等学校	143	112	151	130	130
計	978	740	763	799	822

イ いじめ

いじめの認知件数は260件で、平成20年度と比較すると小学校で34件減少、中学校で64件減少、高等学校で3件減少、特別支援学校で1件減少となっており、全体で102件減少しています。

いじめ校種別推移

（単位：件）

	H17	H18	H19	H20	H21
小学校	69	346	194	126	92
中学校	194	477	301	186	122
高等学校	43	88	47	48	45
特別支援学校	8	3	4	2	1
計	314	914	546	362	260

*H17:発生件数、H18~H21:認知件数

ウ 不登校

小中学校の不登校児童生徒数は1,794人で、平成20年度と比較すると、小学校で16人減少、中学校で99人減少しており、全体で115人減少しています。

公立小・中学校における不登校児童生徒数推移

（単位：人）

	H17	H18	H19	H20	H21
小学校	347	384	361	373	357
中学校	1,436	1,560	1,557	1,536	1,437
計	1,783	1,944	1,918	1,909	1,794

(2) 課題

ア 暴力行為については、小中学校とも一部の学校で同じ児童生徒が繰り返し起こす傾向が見られます。

イ いじめ問題については、認知したいじめのほとんどが年度内解決をしているものの、依然として解消しないことから、今後も定期的な点検やアンケート調査等の実施により、いじめの実態把握に努め、未然防止、早期発見・早期対応の取組を一層進める必要があります。

ウ 不登校の要因が複雑化・多様化（虐待、いじめ、発達障がい、ひきこもり傾向等）しており、専門家による継続的な支援と同時に小学校低学年からの早期対応ができる体制が必要です。

(3) 今後の対応

ア 生徒指導対策事業

・生徒指導リーダー教員養成事業

各学校で核となる生徒指導のリーダーを養成する講座を、小中学校、高等学校とも各2回実施して、生徒指導体制の整備を進めます。

・生徒指導特別指導員活用事業

課題の発生している学校に、生徒指導や非行防止に関する専門的知識や経験を有する教員・警察官のOB等を「生徒指導特別指導員」として派遣し、支援を行います。

イ 児童生徒支援事業

・不登校児童生徒サポート事業

不登校児童生徒支援のため、学校の相談担当者や教育支援センターの指導員の資質向上をはかります。

・問題を抱える子ども等の自立支援事業

暴力行為やいじめ、不登校などの生徒指導上の課題に適切に対応するため、未然防止、早期発見・早期対応に係る調査研究を市町等教育委員会と協働して進めます。

・学校警察連携事業

学校と警察の連携を進めるとともに、学校警察連絡協議会の活動を充実することにより、子どもの健全育成をはかります。

ウ 相談体制の充実

・スクールカウンセラー：266校（小学校76校、中学校159校、高等学校31校に配置）
2名（教育委員会に配置）

・スクールソーシャルワーカー：4名（教育委員会に配置）

・ハートフル相談員：39校（小学校に配置）

エ ケータイ・ネット対策事業

・児童生徒に関わる「ケータイ・ネット」の検索・監視等を継続して実施し、その把握したデータ等を基に、ケータイやメールなど、ネットに依存する児童生徒の内面にある課題について、分析を行います。

・保護者中心のネット啓発リーダーに、新たに大学生ボランティアを加え、保護者等への啓発を一層充実し、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制を構築します。

オ 学校問題解決サポートチーム活用事業

・生徒指導上等の問題を抱える学校に対して、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー、生徒指導特別指導員等を事案に応じてチーム編成し、児童生徒の立ち直り支援や学校の体制づくり、保護者への対応についての指導・助言などを行います。

・関係機関である児童相談所、警察署などとの調整を行うとともに、法律関係の解釈が必要な事案については、弁護士に対して、直接相談をするほか、サポートチームのケース会議に参加を依頼することもあります。

カ 学校支援アドバイザー活用事業

・児童生徒の問題行動等に対応するため、学校に「学校支援アドバイザー」を派遣して、問題の解決に向けて支援を行います。また、ケース会議にも参加し、問題解決に向けた指導・助言も行います。

・必要に応じて、専門家や有識者の指導・助言を得るなどして、各学校の生徒指導体制のあり方や機能回復に向けた支援・研修活動を行います。

2 健康教育の推進

(1) 学校保健

○子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業

- ・子どもの現代的な健康課題に適切に対応するためには、学校や家庭を中心に、地域レベルの組織・体制を構築する必要があります。
- ・本事業では、具体的な子どもの健康課題をテーマとして専門医等を学校へ派遣し、児童生徒や教職員、保護者、関係者等を対象とした研修会等を実施しています。
- ・本年度も専門医の派遣を継続することで、各学校の現状にあわせた健康課題に対応するための体制づくりを推進します。

<平成22年度専門医等派遣内訳>

精神科医・臨床心理士等	21回	合計 60回
歯科衛生士	6回	
産婦人科医・助産師	30回	
その他(小児科医等)	3回	

<平成22年度専門医等派遣学校種内訳>

小学校	27回	合計 60回
中学校	19回	
高等学校	9回	
特別支援学校	5回	

(2) 食育・学校給食

○学校食育推進事業

- ・農水商工部と連携して、「みえ地物一番給食の日」(毎月第3日曜日の直前の木・金曜日)を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育に取り組みます。
- ・生産者、学校関係者及び関係団体等を対象とした「地産地消・食育推進研修会」を開催し、学校給食への地場産物活用の取組が促進するよう支援します。(農水商工部、関係団体との共催)
- ・栄養教諭を中核とした食育の指導体制を充実させるとともに、学校、家庭、地域及び関係団体と連携・協力して地場産物を活用した学校給食や食育を推進します。(栄養教諭を中核とした食育推進事業)

<栄養教諭を中核とした食育推進事業 推進地域>

H21	H22	H23
鈴鹿市	伊勢市	亀山市

(3) 学校安全

○子ども安全・安心サポート事業

通学途中の不審者等による声かけ事案などへの対応策として、「登下校安全指導員」を地域や学校の状況等を考慮して、市町等教育委員会及び県立学校へ配置し、児童生徒の登下校時の安全確保に努めます。【県内69人配置予定】

小学校におけるスクールガード組織率及びボランティア登録数の推移

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
組織率(%)	50.4	68.1	89.3	96.1	97.3	98.7
ボランティア登録数(人)	14,800	18,586	25,387	28,318	29,717	29,793

○防犯教育推進事業

高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を培うための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員等研修を通して、防犯教育の推進を図ります。

- ・生徒の防犯に関する危険予測・回避能力を高めるためのワークショップの実施(県立高等学校3校程度)
- ・生徒や教職員、保護者等の防犯意識を高めるための講演会等の開催(県立学校3校程度)
- ・実践的な防犯活動の取組

15 人権教育の推進

1 現状

(1) 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成21年2月）

- ① 「『自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力』を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざす」ことを目的とし、従来の「三重県人権教育基本方針」と「三重県同和教育基本方針」を一元化し、「三重県人権教育基本方針」として改定しました。
- ② 「人権感覚あふれる学校づくり」と「人権尊重の地域づくり」について、取り組むべき観点を「人権教育推進方策」として示しました。

(2) 「人権教育ガイドライン」の作成・配付（平成22年3月）

- ① 「三重県人権教育基本方針」に基づき、個別的な人権問題について、教育関係者が人権教育を推進する際の指針となるよう、指導上の観点や取組のポイントを具体的に記載しました。〔配付先 公立小・中学校及び県立学校等〕

(3) 人権教育の指導内容と指導方法の充実

- ① 人権学習教材「わたし かがやく」の作成・配付（平成18年3月）
- ② インターネットと人権に関する「人権学習教材」の作成・配付
(平成20年12月)

(4) 学校としての組織的な取組の推進

すべての公立幼・小・中学校及び県立学校において、人権が尊重される学校・地域の実現をめざす中・長期的な計画「人権教育推進計画」を策定（平成16年度）

(5) 家庭・地域と連携した取組の推進

保護者、地域住民が参画し、学校や校区の人権教育を推進するための協議会（「人権教育推進協議会」）の設置（平成14年度から）

〔設置率 中学校区（92.1%） 県立学校（75.3%）〕

(6) 「人権学習に関するアンケート」

- ① 対象 県立学校3年生（3,000人無作為抽出）
- ② 実施 平成22年10月
- ③ 結果
 - ・人権問題についての知的理解は一定はかられています。
 - ・人権に関する知的理解だけでなく、学習者が人権問題を自分自身の生き方と関連させ、その解決に向けて「発信する」「行動する」ことにも重点を置く必要があります。

2 課題

人権についての知識に関しては、一定の理解がはかられてきましたが、一方では、今もなお、子どもたちの生活の中にある差別やいじめなどの人権に関わる問題が発生しています。

- (1) 「三重県人権教育基本方針」に示した人権教育の目標を達成するため、子どもたちの生活の中にある、様々な人権に関わる問題をふまえ、「自己的人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる」学習活動を創造していく必要があります。
- (2) 各学校が実態に応じて、独自性・主体性のある取組をめざし、学校全体で組織的・系統的な人権教育が進められるよう、発達段階に応じたカリキュラムや教員用の研修プログラム等の研究および提示が必要です。
- (3) 時代を担う子どもたちが健やかに育成されるよう、学校・家庭・地域が一体となって「人権尊重の地域づくり」「人権感覚あふれる学校づくり」を推進する必要があります。
- (4) 分権型社会にふさわしい推進体制を構築するため、県全体の人権教育の総合的推進を多様な主体と協働しながら進める必要があります。

3 今後の対応

(1) 「三重県人権教育基本方針」「人権教育ガイドライン」の周知、活用の促進

① 児童生徒、保護者、地域住民への周知をはかります。

・ 県ホームページへの掲載

② 教職員への周知及び活用の促進をはかります。

・ 教職員研修会の実施（管理職研修会、教職員向け研修会等）

・ インターネットによる効果的な情報発信

・ 実践事例集の作成

(2) 「三重県人権教育基本方針」に基づく取組

① 「人権教育ガイドライン」の活用を促進します。

・ 実践事例集の作成

② 実践の創造を支援します。

・ 教育課題解決に向けた体制の構築と、人権感覚あふれる学校づくりの推進

・ すべての子どもの学力・進路を保障する取組の具現化

③ 教育関係者の実践力の向上をはかります。

・ 「人権教育推進計画」に基づく実践および実践の見直しに対する支援

・ 授業の充実につながる研修会の実施と研修機会の整備

・ 教育関係者の取組を支援するための指導資料の研究開発及び情報発信

(3) 市町における人権教育推進に向けた支援

家庭・学校・地域等の多様な主体が地域の資源を活用しながら推進体制をつくり、人づくり、ネットワークづくりを進める実践的調査研究を実施します。

16 社会教育の推進

1 現 状

本県では、法令の規定等により教育委員会が実施しなければならない社会教育関係業務および学校教育と密接な関係を有する業務に取り組むこととし、次の3つの観点から社会教育の推進をはかっています。

(1) 社会教育の振興

①三重県社会教育委員の設置

県全体の社会教育を振興する具体策の検討

②社会教育関係者の会議及び研修会の開催

県・市町教育委員会等の社会教育関係職員、社会教育関係団体等の交流の促進

(2) 地域の教育力の向上

①学校教育の支援

市町が学校支援地域本部を設置し、地域による学校支援を推進する事業を補助

(3) 青少年教育施設の運営

①鈴鹿青少年センターの管理運営（平成18年4月に指定管理者制度導入）

②熊野少年自然の家の管理運営（平成22年4月に指定管理者制度導入）

2 課 題

(1) 県内各地の社会教育活動を効果的に推進するため、市町等教育委員会などの関係機関との連携を深め、人材育成や情報提供等の充実をはかる必要があります。

(2) 地域ぐるみの教育活動の促進に向けて、学校と地域が連携・協力して取り組む必要があります。

(3) 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家について、指定管理者が行う施設管理、業務運営状況を施設設置者として把握する必要があります。

3 今後の対応

(1) 社会教育関係者の交流の場を設け、情報共有や意見交換、人材育成を行う取組を推進します。

(2) 地域の人材がボランティアとして学校の教育活動を支える取組について、円滑に推進されるよう支援します。

(3) 鈴鹿青少年センター及び熊野少年自然の家の管理運営状況を定期的にモニタリングし、必要に応じ指導・助言を行います。

17 文化財の保存・活用

1 現 状

(1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとして、多くの文化財があります。(H23.4.1現在)

種 別	国指定	県指定	合計	備 考
有形文化財	183	330	513	
無形文化財	1	2	3	
民俗文化財	9	58	67	
記念物	82	162	244	
登録文化財ほか	112	10	122	重要伝統的建造物群等
合 計	387	562	949	この他、遺跡は約14,000ヶ所

(2) 文化財に対する保護等の対応

文化財には、経年劣化や社会構造の変化によって、修復や記録保存等の措置を要するものが多くあります。このため、修復等への補助を中心として、文化財指定や文化財パトロール、市町支援等を実施しています。

(3) 補助事業

「活かそう美し国の文化財事業」は、「美し国三重」の貴重な地域資源である文化財について、市町による文化財を活かしたまちづくりのマスタープランや所有者、地域住民等による文化財の活用の提案と、文化財の修復等を対にして認証・支援し、文化財の活用による人づくり・まちづくりを推進します。

年度	事業数	事業別	県補助額	参加者数
H20	31件	保存事業	64,341千円	15,938人
		活用事業	2,605千円	
		合 計	66,946千円	
H21	19件	保存事業	72,475千円	15,982人
		活用事業	1,005千円	
		合 計	73,480千円	
H22	20件	保存事業	113,588千円	15,469人
		活用事業	584千円	
		合 計	114,172千円	
H23	18件 (予定)	保存事業	112,734千円	-
		活用事業	650千円	
		合 計	113,384千円	

※H20の事業名は「活かそう地域文化提案事業」

2 課 題

所有者や地域住民等による活用事業については、先進的な取組も増加していますが、まだまだ未成熟な事例も見られます。このため、活用事業の種類や形態等について、関係団体や市町をさらに支援していく必要があります。

3 今後の方針

文化財を単なる過去の遺産ではなく、社会情勢の変化も勘案しつつ、人づくり・まちづくりの核となる未来に向けた財産として位置づけ、その保存と活用について所有者や市町等を支援していきます。

18 第7次三重県スポーツ振興計画

I 経緯等

1 策定の趣旨

昭和61年3月に「第1次三重県生涯スポーツ振興計画」を策定して以来、6次にわたってスポーツ振興計画を策定し、取組を進めてきました。

「第6次三重県スポーツ振興計画」が平成22年度で終了したことから、平成23年3月に「第7次三重県スポーツ振興計画」を策定しました。

2 策定方法

(1) 平成21年12月に、三重県スポーツ振興審議会に対し諮問しました。

(2) 審議会での審議に加え、「策定作業部会」を設置し審議の深化・充実をはかりました。

また、パブリックコメントの実施などを通じ、県民の意見を審議過程に反映しました。

(3) 平成23年3月に審議会からの答申を受け、教育委員会定例会で第7次計画として承認されました。

II 計画の概要

1 基本的事項

(1) 位置づけ

スポーツ振興法第4条第3項に基づく、三重県のスポーツ振興に関する基本的な計画

(2) 計画期間

平成23年度から平成26年度までの4年間

2 総論

(1) 基本理念

生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会の実現

(2) 「みえのスポーツ」がめざす10年後の姿

- ① 学校で、子どもたちが元気に輝いている。
- ② 地域で、さまざまな人々が家族やグループでいきいきとスポーツに親しんでいる。
- ③ 多くのトップアスリートが育ち、世界や国内で活躍している。
- ④ 県営スポーツ施設が積極的に活用され、利用者が満足している。

(3) めざすべき10年後の姿を実現するための4つの基本施策

- ① 子どもたちの元気づくり《子どもたちの体力の向上》
- ② 地域の活力づくり《地域スポーツの推進》

- ③ 県民の夢づくり《競技力の向上、大規模大会の招致》
- ④ 元気の基礎づくり《スポーツ基盤の整備》

3 各 論

4つの「基本施策」のもとに14の具体的方策を掲げました。

(1) 4つの基本施策を進めるための14の具体的方策

- ① 「子どもたちの元気づくり」《子どもたちの体力の向上》
 - 子どもたち自らが体を動かすことに意欲的になる授業づくり
 - 運動部活動の充実
- ② 「地域の活力づくり」《地域スポーツの推進》
 - 総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）の育成支援
 - 県民参加のスポーツイベントの充実
 - 女性のスポーツ参加
 - 高齢者のスポーツ
 - 障がい者のスポーツ
- ③ 「県民の夢づくり」《競技力の向上、大規模大会の招致》
 - 競技力の向上
 - スポーツ医・科学の活用
 - 国際大会や全国大会で活躍した選手などの顕彰
 - 大規模大会の開催・招致
- ④ 「元気の基礎づくり」《スポーツ基盤の整備》
 - スポーツ施設の整備運営
 - スポーツ情報提供の充実
 - スポーツにおける危機管理の充実

4 計画の実現に向けて

(1) 多様な主体との連携・協働

- ① 学校・家庭・地域との連携・協働
 - ・ スポーツを通じた健康づくりや体力の向上、スポーツに親しむ社会の実現のための環境づくり
- ② 市町との連携・協働
 - ・ 市町におけるスポーツ活動への支援やスポーツを通じた地域づくり
- ③ 各種スポーツ団体との連携・協働
 - ・ 地域における生涯スポーツの充実や競技力の向上

(2) 適切な進行管理

取組の進捗状況や成果と課題等について、三重県スポーツ振興審議会へ報告するとともに、その結果についてホームページを通じて公表します。

19 総合型地域スポーツクラブの育成

1 現状

近年、生活様式等の変化や高齢化が進展する中で、生涯にわたり健康で充実した生活を送るため、スポーツに対する関心やニーズが高まっています。

本県においても、地域スポーツを推進するため、だれもが、いつでも、いつまでもスポーツに親しむことができる場として、総合型地域スポーツクラブの創設を推進してきました。

平成23年2月1日に設置した「みえ広域スポーツセンター」を中心に、総合型地域スポーツクラブの安定した運営と定着に向けて、取組を進めています。

【総合型地域スポーツクラブについて】

子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、技能レベルなどに応じていつでも活動でき、複数の種目が用意されているなどの特徴を持ち、自主的運営を行う地域のスポーツクラブ

・県内における設置状況（平成23年3月末現在）

設立済みクラブ数：61クラブ（27市町）

設立準備中のクラブ数：2クラブ（2市町）

【「みえ広域スポーツセンター」の概要】

設置場所：県営鈴鹿スポーツガーデン庭球場管理棟3階

推進形態：県教育委員会直営

（正規職員2名、非常勤職員（クラブ指導員）・業務補助職員 各1名）

2 課題

- (1) 会員収入の伸び悩みや補助金に依存した運営による財政面の課題
- (2) 運営スタッフ・指導者の不足による人材面での課題
- (3) 事務所や活動場所確保が困難となっている施設面での課題
- (4) その他クラブ独自の課題

3 今後の取組

- (1) 「みえ広域スポーツセンター」において、人材の養成を進めるとともに、広域的・専門的な支援を行います。
- (2) 市町や関係団体と連携・協働しながら、多角的・効率的に支援を進め、総合型クラブの安定した運営と定着をはかります。

【総合型地域スポーツクラブの育成支援】

みえ広域スポーツセンター

- ・市町・総合型クラブを訪問しての専門的な指導助言
- ・メール配信などによる様々なスポーツ情報の提供
- ・クラブマネージャーやスタッフ、スポーツ指導者等の育成
- ・総合型クラブ間の連携・交流を促進するネットワーク作り
- ・総合型クラブの運営に関する調査・研究
- ・関係団体との連携及び調整

広域的な支援

県全域にわたる全てのクラブ
に対する支援



専門的な支援

現状を把握し、実態に即した
専門的な支援

地域スポーツの活性化と発展

総合型地域スポーツクラブ



連携した支援

関係団体

- ・(財) 三重県体育協会
- ・(社) 三重県レクリエーション協会
- ・三重県体育指導委員協議会



直接的な支援

市町

- ・活動場所の確保
- ・財政支援
- ・人材発掘 など

20 競技スポーツ水準の向上

1 現状

本県においては、これまで国内外の大会で活躍できるトップアスリートの養成に取り組み、競技力の向上をはかってきました。

この結果、本県出身のアスリートが、オリンピックをはじめとする世界の舞台で活躍しています。また、国内においては、全国大会における本県の入賞数は年々増加してきました。

一方、国民体育大会においては、ここ10年間で30位台を確保したのは4回にとどまるなど、本県の競技スポーツ水準は人口同規模の他県と比較して低位にあると考えられます。

●全国大会における入賞数 (単位：件)

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
67	79	76	82	81	89	91

※国民体育大会、全国高等学校体育大会、全国中学校体育大会においてベスト8以上に入賞した団体・個人の数

●国民体育大会の男女総合成績

59回 (埼玉)	60回 (岡山)	61回 (兵庫)	62回 (秋田)	63回 (大分)	64回 (新潟)	65回 (千葉)
44位	36位	35位	37位	40位	44位	32位

2 課題

- (1) 本県の競技力を安定させ、さらに向上させるためには、中・長期的な展望に立ち、県内トップレベルの選手やジュニア選手の強化活動を充実させる必要があります。
- (2) 幅広い知識と高い技術力を有する指導者の養成・確保に取り組む必要があります。
- (3) 国内外の大会で活躍できるトップアスリートを養成するため、ジュニア競技者の発掘・育成に取り組む必要があります。

3 今後の対応

- (1) 中・長期的な視点に立った取組を進めるため、「みえのスポーツ強化推進委員会」を設置し、競技力向上に取り組めます。
- (2) 指導者の養成をはかるため、ジュニア指導者や各競技の指導者、中学校・高等学校部活動指導者に対し、研修を実施します。
- (3) 各競技団体と連携しながら、競技経験のない小中学生を対象としたジュニア競技者を発掘・育成します。

2 1 教職員研修の充実

1 現状と課題

- (1) 学校教育の充実は、その直接の担い手である教職員の資質に負うところが極めて大きいことから、教職員の資質を向上するための研修は非常に重要です。
- (2) 授業時間の確保や教育課題への対応などにより、教職員が学校を離れて研修を受講することが難しくなっています。
- (3) 新しい研修方法や研修形態、研修内容等の工夫が必要となっています。
- (4) 研修分野（総合教育センター）を教職員研修の中核的機関として位置づけ、系統的、計画的な研修の実施をめざしています。

2 研修の概要

(1) みえの教職員授業力向上支援事業

①授業実践研修

- 目的 教職経験の異なる教員が一堂に会し、授業研究を通して、継続的な相互研さんによる授業改善をはかり、教員の授業力の向上をめざすとともに、授業改善を指導できる役割を担う中堅教員の育成をめざします。
- 対象 初任者、教職経験5年教員、教職経験10年教員
- 概要
 - ・初任者、教職経験5年教員及び教職経験10年教員で校種別教科別に「研修班」を構成し、相互研さんによる授業研究を年間通して実施します。
 - ・新たな気づきを引き出すことをねらいとして、「異校種」で構成した「合同班」での授業研究を実施します。

②授業研究担当者育成研修

- 目的 継続的な授業研究の成果を活かし、学校での授業研究を企画・運営する「授業研究担当者」の育成を通じて、授業研究の文化を学校へ定着させます。
- 対象 小・中・県立学校の授業研究担当者
- 概要
 - ・授業研究を中心とした校内研修を企画・運営する「授業研究担当者」を集合研修や所属校での研修及び協力校研修等で育成します。
 - ・成果を還元するため、実践交流会を実施するとともに、Webページ等も活用していきます。

③喫緊教育課題対応研修

- 目的 喫緊の教育課題に対応した授業力の向上をはかります。
- 対象 小・中・県立学校教職員
- 概要 喫緊の教育課題である特別支援教育や外国人児童生徒教育等を推進するための研修講座を実施し、実践的な指導力の向上

をはかります。

(2) 基本研修（経験や役割等のステージに応じた研修を体系化した悉皆研修）

① 初任者研修

- 目的 教諭としての基礎的実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見を身につけます。
- 対象 小・中・県立学校新規採用教諭
- 概要
 - ・年間を通じて授業力、コミュニケーション力等に関する研修を系統的に実施します。
 - ・校内研修年間300時間（指導教員等を中心に全教職員により指導します。）
 - ・校外研修年間25日（基礎的素養、教科指導、生徒指導、学級経営、授業実践研修、社会体験研修等）
 - ・他職種や教職経験5年、10年研修の教諭との合同研修

② 教職経験5年研修

- 目的 教職員としての自覚や資質を高め、実践的指導力の向上をはかります。
- 対象 教職経験5年を経過した小・中・県立学校教諭
- 概要
 - ・県単独で実施
 - ・校外研修年間5日（教科指導、児童・生徒理解、人権教育、学校経営品質、授業実践研修等）

③ 教職経験10年研修

- 目的 自らの専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、中堅教諭としての自覚や資質を高め、力量の向上をはかります。
- 対象 教職経験10年を経過した小・中・県立学校教諭
- 概要
 - ・個々の研修計画を作成し、研修計画に沿って研修を受講します。
 - ・校内研修年間15日（教科指導等を中心とした校内研修）
 - ・校外研修年間10日（教科指導、生徒指導、情報教育、学校・学級経営、人権教育、授業実践研修等）
 - ・研修終了後、受講者本人と校長が面談し、今後の課題についての話し合いを実施します。

④ 管理職研修

- 目的 学校経営の最高責任者もしくは、校務全般の実務における要としての職責を自覚し、種々の問題に的確に対応するとともに、特色ある学校づくりを行う能力を身につけます。
- 対象 小・中・県立学校新任校長、新任教頭
- 概要
 - ・学校経営、学校経営品質、危機管理、人材育成、コーチング等
 - ・新任校長（小・中学校長年間5日 県立学校長年間6日）
 - ・新任教頭（年間5日）

⑤ 養護教諭研修、学校給食栄養管理者研修、学校事務職員研修、幼稚園等教

員研修も職種に応じて同様に実施しています。特に、養護教諭研修等においては、食物アレルギーや脳脊髄液減少症などへの対応に関しても講座の中で取り上げています。

(3) ネットDE研修

- 目的 インターネットを活用したeラーニングによる研修を実施することで教職員の研修機会を確保し、資質向上をはかります。
- 対象 小・中・県立学校教職員
- 概要
 - ・教科指導や今日的な教育課題などの研修教材をインターネットで配信し、教職員が勤務校等で必要な時間に研修します。
 - ・ネットDE研修の特徴

- ・場所を問わず、また繰り返して研修できます。
- ・個人研修、校内研修など様々な研修形態に対応できます。
- ・全教職員に周知徹底する大規模な研修が実施できます。
- ・事前研修として集合型研修と組合せることで効果的な研修ができます。

(4) ブロック別研修

- 目的 教職員が参加しやすい研修の機会を確保し、各地域ごとの教職員のニーズや教育課題に即した研修を実施します。
- 対象 小・中学校教職員
- 概要
 - ・県内教育研究所、市町教育委員会との共催講座
(平成22年度連携教育機関数12機関、講座数42講座)
 - ・教科等に関する研修、喫緊に対応すべき課題も含め、今日的な教育課題に関する研修を実施します。
 - ・基本研修の選択講座として受講可能です。

(5) 指導改善研修（指導力等に課題のある教員に対する支援研修）

- 目的 学習指導、生徒指導、学級経営の指導力及び社会性や教育公務員としての資質にかかる課題を改善し、教員としての指導力及び資質の向上をはかります。
- 対象 三重県立学校の教職員及び三重県教育委員会の任命に係る市町等立学校の県費負担教職員で、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員で常勤の者
- 概要
 - ・基礎研修（基礎的基本的な事項についての講義や協議、実習等）
 - ・授業改善研修（総合教育センターでの模擬授業・検証授業、所属校及び協力校での授業研究等）
 - ・所属校研修・協力校研修（所属校及び協力校での学習指導、生徒指導、学級経営等の研修）
 - ・社会体験研修（企業や事業所等他分野での体験研修）
 - ・テーマ研修（一人ひとりの課題に応じた研修）

(6) 教科等のスキルアップをはかるための研修（希望研修）

- 目的 教科等における指導内容やその方法について、知識の拡充・深化及び指導力の向上をはかります。
- 対象 小・中・県立学校教職員
- 概要
 - ・教科等における指導内容や方法に関する研修
 - ・教育課題や受講者のニーズに対応した研修
 - ・テーマ研修（特別支援教育、外国人児童生徒の教育などの喫緊に対応すべき課題も含め、今日的な教育テーマに関する研修）
 - ・職務・職能研修等（実習助手研修、学校司書研修などの職務・職能に関する研修）

(7) 情報教育研修（希望研修）

- 目的 児童生徒が興味関心を持って主体的に参加する授業を実現するため、教員のICT活用指導力の向上を目指します。
- 対象 小・中・県立学校教職員
- 概要
 - ・情報教育研修（情報モラル、プレゼンテーション、デジタルカメラ・ビデオの活用、校務の情報化等の研修）
 - ・教員ICT活用指導力向上講習会（児童生徒の情報活用能力の育成、授業での効果的なICT機器の利活用等の研修）

(8) 教育相談研修

- 目的 心理臨床的視点から専門的な研修を実施し、教職員が子どもたちの心の支援を行うための力量を高めます。
- 対象 小・中・県立学校教職員
- 概要
 - ・教育相談講演会
 - ・教育相談専門研修
 - ・教育相談テーマ別研修
 - ・教育相談エキスパート研修（上級講座修了者等対象研修）
 - ・教育支援センター研修
 - ・教育相談担当者研修
 - ・スクールカウンセラー研修

3 研修講座の検証

- (1) アンケートにより、受講者の満足度及びニーズを把握します。（全講座で実施します。）
- (2) 研修受講後の研修効果測定により、受講者の研修の成果や効果、実践への活かし方、学校での還流状況等を把握します。（平成22年度26講座で実施）

(3) 研修見直し報告書による検討結果を次年度の講座構築に反映します。

4 今後の方向

(1) 受講者アンケートや研修効果測定の結果をもとに、講座を継続的に改善します。(研修内容、研修形態、研修機会の確保等)

(2) 基本研修において、経験の異なる教職員の相互研さんにより教科の指導力を高めるなど、ステージ間の連携をはかります。

(3) ネットDE研修の研修教材を充実するとともに効果的活用をはかります。

(4) 県教育委員会事務局他室、県内の地域教育研究機関との連携を深め、教職員の資質の向上をはかります。